

# 第4次知多市障がい者計画

令和3年度～令和8年度

# 第6期知多市障がい福祉計画

令和3年度～令和5年度

令和3年2月

知 多 市



## はじめに

本市では、平成10年3月に最初の障がい者計画である「知多いきいきライフ支援計画 ～知多市障害者計画～」を策定して以来、障がい者福祉に関する各種施策を障がい者計画に基づいて体系的に推進してまいりました。

また、平成18年度から障がい福祉計画を3年ごとに策定し、障がい福祉サービス等の提供体制の整備に努めてまいりました。さらに、障がい児支援の提供体制を計画的に確保するため、第5期知多市障がい福祉計画（平成30年度から令和2年度まで）は、第1期障がい児福祉計画を含める形で策定しています。

このたび、第3次知多市障がい者計画と第5期知多市障がい福祉計画が、令和2年度末に計画期間の満了を迎えることから、第4次障がい者計画（令和3年度から8年度まで）と第6期障がい福祉計画（令和3年度から5年度まで）を一体的に策定いたしました。これまで計画期間がずれていた2計画を同時に策定することにより、施策の内容や方向性を揃えることができ、障がい者福祉の一層の推進に寄与するものと考えております。

本計画は、基本理念を「誰もが いきいきと輝いて暮らす やさしいまち 知多」とし、障がいのある人ができる限り住み慣れた地域で自立し、社会の構成員のひとりとして安心していきいきと暮らせることをめざしています。前計画から大きく役割を増した知多市障がい者自立支援協議会を中心に、障がいのある人の権利擁護や地域生活支援拠点等の充実などに取り組み、複合・複雑化した支援ニーズに対応するため相談支援体制を強化するなど、基本理念の実現に向け、力を尽くしてまいります。市民の皆さま方の一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、保健福祉審議会をはじめ、アンケート調査や団体ヒアリングなどで貴重なご意見をお寄せくださいました多くの皆さま方に心からお礼申し上げます。

令和3年2月



知多市長 宮島 壽男



# 目 次

第1章 計画策定に当たって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	2
(1) 根拠法令と計画の性格.....	2
(2) 他の計画との関係.....	2
第3節 計画期間.....	3
第4節 計画の策定体制.....	4
(1) 策定体制.....	4
(2) アンケート調査及びヒアリングの実施.....	5
第5節 計画の推進.....	6
第2章 障がい者等の現状.....	7
第1節 人口動態等.....	7
(1) 人口の推移.....	7
(2) 人口構成.....	8
第2節 障がい者数等.....	9
(1) 障がい者手帳所持者数.....	9
(2) 身体障害者手帳所持者数.....	10
(3) 療育手帳所持者数.....	11
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数.....	11
第3節 障がい児の状況.....	12
第4節 人口推計及び障がい者推計.....	15
(1) 人口推計.....	15
(2) 18歳未満人口の推計.....	16
(3) 障がい者手帳所持者数の推計.....	17
第3章 第4次知多市障がい者計画.....	19
第1節 基本理念.....	19
第2節 基本目標.....	21
第3節 計画の体系.....	22
第4節 基本目標と施策内容.....	23
1 啓発広報活動とボランティア活動の推進.....	23
(1) 障がい者福祉の理解促進.....	23
(2) 福祉に関する教育の促進.....	25
(3) ボランティア活動の推進.....	27
(4) 障がい者団体への支援.....	28
2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	29
(1) 意思決定支援の推進と相談支援体制の構築.....	29
(2) 情報提供と意思疎通支援の充実.....	31
(3) 在宅福祉サービスの推進.....	33
(4) 生活の場及び働く場の整備.....	35
(5) 障がいのある子どもに対する支援の充実.....	38
(6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保.....	40

3	安全・安心な生活環境の整備.....	41
	(1) 障がいのある人に配慮したまちづくり.....	41
	(2) 移動しやすい環境の整備.....	43
4	防災・防犯対策等の推進.....	44
	(1) 防災対策の推進.....	44
	(2) 防犯対策、消費者トラブルの防止.....	46
	(3) 見守り活動の推進.....	47
5	差別の解消・権利擁護の推進と虐待防止.....	48
	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	48
	(2) 権利擁護の推進、虐待の防止.....	49
6	保健・医療の推進.....	51
	(1) 障がいの早期発見、早期治療、早期療育.....	51
	(2) 精神保健・医療の適切な提供等.....	53
7	雇用・就業の支援.....	55
	(1) 障がいのある人の職業的自立の促進.....	55
	(2) 障がい者雇用機会の拡大の推進.....	56
8	教育・スポーツ・文化活動の推進.....	58
	(1) インクルーシブ教育システムの構築.....	58
	(2) 教育相談、教育支援体制の充実.....	60
	(3) スポーツ、レクリエーションの推進.....	61
	(4) 文化活動等の推進.....	62
<b>第4章</b>	<b>第6期知多市障がい福祉計画</b> .....	<b>63</b>
第1節	基本的理念.....	63
第2節	計画策定における基本的な考え方.....	66
	(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保.....	66
	(2) 相談支援体制の提供体制の確保.....	66
	(3) 障がい児支援の提供体制の確保.....	67
第3節	知多市の機関と相互連携.....	68
	(1) 知多市の機関.....	68
	(2) 相互連携.....	70
第4節	令和5年度までにめざす数値目標の設定.....	72
	(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	72
	(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	72
	(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行等.....	73
	(4) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	74
	(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	75
	(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	76
第5節	自立支援給付.....	77
	(1) 訪問系サービス.....	77
	(2) 日中活動系サービス.....	80
	(3) 居住系サービス.....	84
	(4) 相談支援.....	86
第6節	障がい児支援.....	88
	(1) 障害児通所支援.....	88
	(2) 障害児相談支援.....	92
	(3) 福祉型・医療型障害児入所支援.....	94
	(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置.....	95
	(5) その他の支援.....	96
第7節	地域生活支援事業.....	97

(1) 理解促進研修・啓発事業	97
(2) 自発的活動支援事業	97
(3) 相談支援事業	98
(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	102
(5) 意思疎通支援事業	103
(6) 日常生活用具給付等事業	104
(7) 手話奉仕員養成研修事業	105
(8) 移動支援事業	106
(9) 地域活動支援センター事業	108
(10) その他の任意事業	109
資料編	113
1 用語解説	113
2 計画策定の経過	118
3 委員名簿	119
(1) 知多市保健福祉審議会委員名簿	119
(2) 知多市地域福祉計画等策定委員会委員名簿	120
(3) 障がい者計画部会員名簿	121
4 計画の変遷	122





# 第1章

## 計画策定に当たって



# 第1章 計画策定に当たって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

障がい<sup>※</sup>のある人の権利及び尊厳を保護及び促進する観点から、国は「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の意義を認め、平成19年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めてきました。

平成23年には「障害者基本法」を改正し、平成24年には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正、さらに平成25年には、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」を制定しています。このような国内法の整備を経て、平成26年1月に障害者権利条約の批准書を国連事務総長に寄託し、同年2月、我が国において障害者権利条約が発効しました。その後、国では、障害者権利条約との整合性を図りながら、平成30年3月に「障害者基本計画（第4次）」を策定しています。

こうした中で、平成28年6月には障害者総合支援法と「児童福祉法」が改正され、障がいのある児童へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害福祉計画」に加えて「障害児福祉計画」を策定することが、地方自治体に義務付けられました。

さらに、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」をめざし、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、福祉などの地域の公的サービスと協働して暮らすことのできる仕組みを構築するため、障がい福祉を含めた地域福祉全体で、取組を推進していくことが示されています。これを受けて、平成30年の「社会福祉法」の改正では、「地域福祉計画」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」・障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」・児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」の上位計画として位置付けられ、「地域共生社会の実現に向けた取組」を推進するための計画となっています。

今回、本市では、この「地域共生社会」の実現をめざすため、「第4次障がい者計画」、「第2期障がい児福祉計画」を含んだ「第6期障がい福祉計画」を一体的に策定し、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

※の付いた語句は、用語解説を参照してください。

## 第2節 計画の位置付け

### (1) 根拠法令と計画の性格

本計画は、「第4次知多市障がい者計画」と「第6期知多市障がい福祉計画（第2期知多市障がい児福祉計画を含む。以下同じ。）」で構成しています。

「第4次知多市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画で、障がい者福祉に関する保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等あらゆる分野を網羅した、令和8年度までの総合的な基本計画を定めるものです。

「第6期知多市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、令和5年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量について定めるものです。

「第2期知多市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、令和5年度までの障害児通所支援及び障害児相談支援等の提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。なお、この第2期計画は、第1期計画に引き続き、障がい福祉計画に含める形で策定しています。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、本市における地域づくりの方向性を示す「第6次知多市総合計画」の分野別計画として、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として位置付けています。

また、本計画は上位計画である「地域福祉計画」、関連計画である「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等や国・県の関連計画と整合性を図り策定しました。

## 第3節 計画期間

「第4次知多市障がい者計画」の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度を最終年度とする6年間です。

また、「第6期知多市障がい福祉計画」の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を最終年度とする3年間です。

なお、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの市民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

### ◆計画の期間

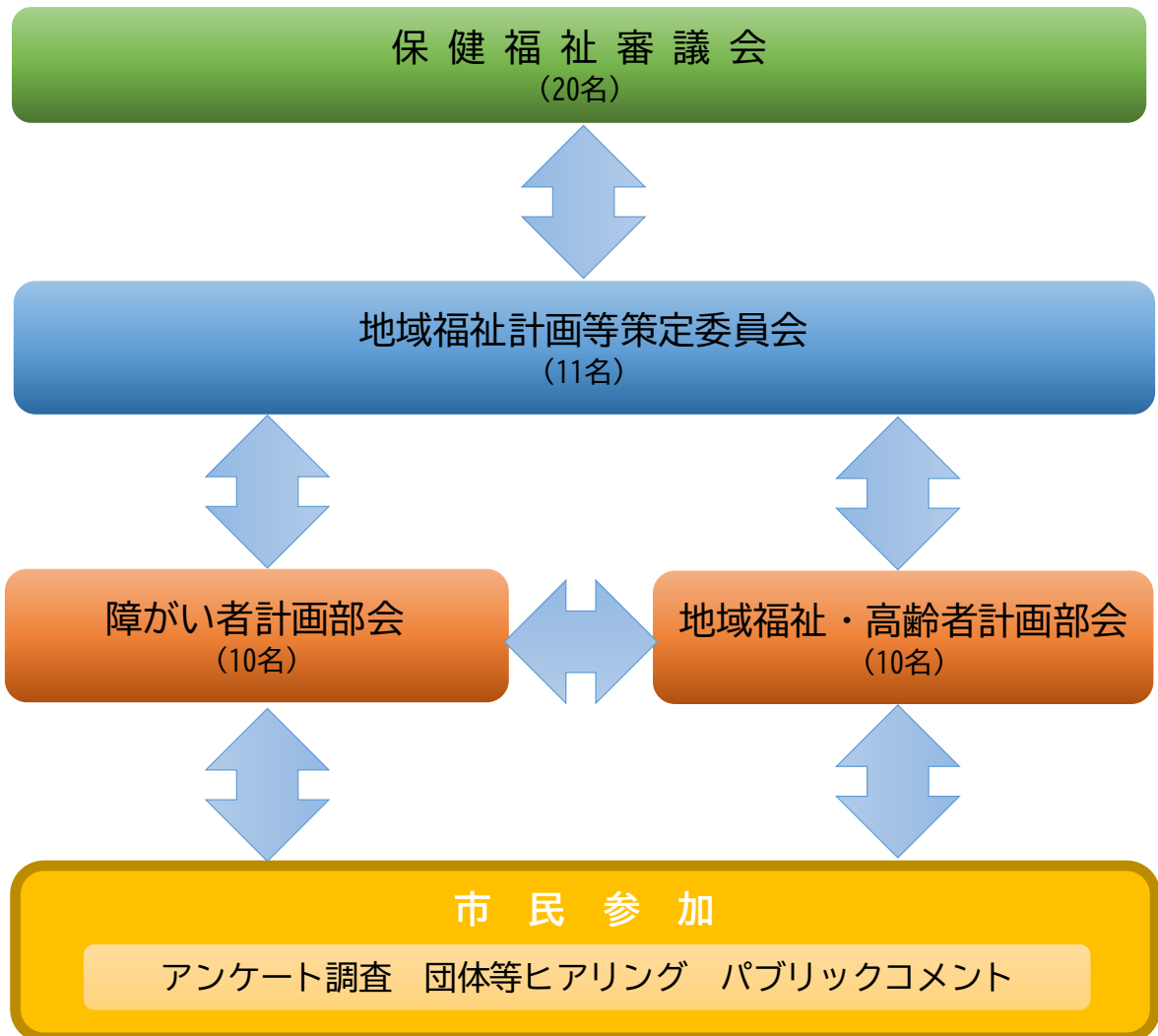
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			第6次知多市総合計画（～令和11年度）					
			第4次知多市地域福祉計画					
第3次知多市障がい者計画			第4次知多市障がい者計画					
第5期知多市障がい福祉計画 （第1期知多市障がい児福祉計画）			第6期知多市障がい福祉計画 （第2期知多市障がい児福祉計画）		第7期知多市障がい福祉計画 （第3期知多市障がい児福祉計画）			

## 第4節 計画の策定体制

### (1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、「障がい者計画部会」及び「地域福祉計画等策定委員会」で検討し、保健福祉審議会において諮問答申の手続を経ています。

#### ◆策定体制



## (2) アンケート調査及びヒアリングの実施

本計画の策定は、障がいのある人の意見等が十分に反映されることが望まれることから、障がいのある人の現状、意見や要望、障がい福祉に関わる団体等の考えなどを把握するためにアンケート調査及び関係団体等ヒアリングを行い、広く意見等を聴取し、計画づくりに反映させています。

### ◆障がい福祉に関するアンケート調査の実施概要

調査対象	身体障害者手帳所持者 700 人、療育手帳所持者 150 人、 精神障害者保健福祉手帳所持者 150 人
抽出方法	手帳所持者から無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和元年7月10日～7月31日
回収結果	配付数：1,000件 回収数：543件（回収率：54.3%）

### ◆ヒアリング調査の対象団体

団体名	属性
知多市身体障害者福祉協議会	福祉関係当事者団体※
知多市手をつなぐ育成会	福祉関係当事者団体
あゆみの会家族会	福祉関係当事者団体
手話サークル「たまごの会」	福祉関係団体
手話サークル「ほおずきの会」	福祉関係団体
社会福祉法人 知多福祉会	社会福祉関係事業者
特定非営利活動法人びすた〜り	NPO法人

### ◆主な意見

- ・ 団体活動を中心になっで行う人材が不足している。
- ・ 障がい者の特性を踏まえた理解が不足している。
- ・ 災害時の支援に不安を感じている。
- ・ 親亡き後の支援に不安を感じている。
- ・ 障がい者支援のニーズが多様化している。

## 第5節 計画の推進

---

「第4次障がい者計画」、「第6期障がい福祉計画」の実施に当たっては、障がい者自立支援協議会を活用するなど障がい者団体、福祉関係機関などとの連携を密にして推進していきます。

本計画がその理念や目標に沿って効果的に実施されているかを継続的に把握するため、進捗状況を知多市保健福祉審議会に報告し、進行管理を行います。

「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを順に実施する「PDCAサイクル」の手法を踏まえ、必要に応じて改善に向けて取り組み、着実に計画を推進します。



## 第2章

# 障がい者等の現状



## 第2章 障がい者等の現状

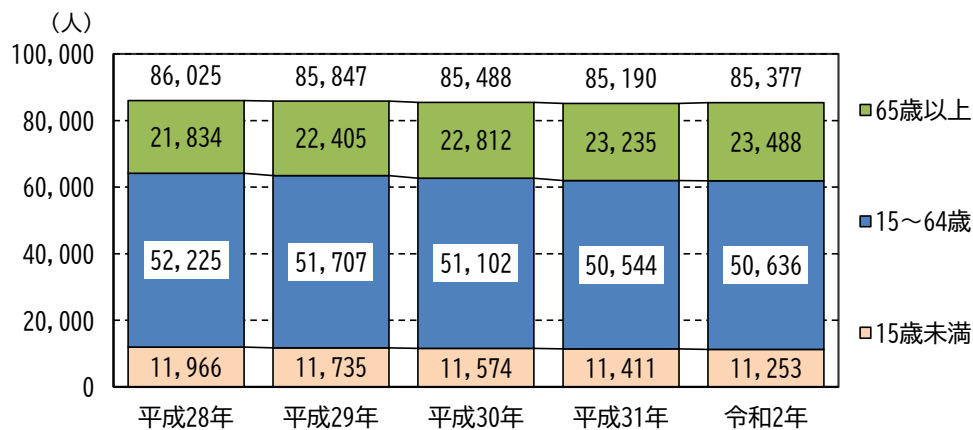
### 第1節 人口動態等

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成31年から令和2年にかけて微増していますが、全体的には減少傾向で推移しており、令和2年では85,377人となっています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少し、65歳以上の高齢者人口が増加していることから、少子高齢化の進行がみられます。

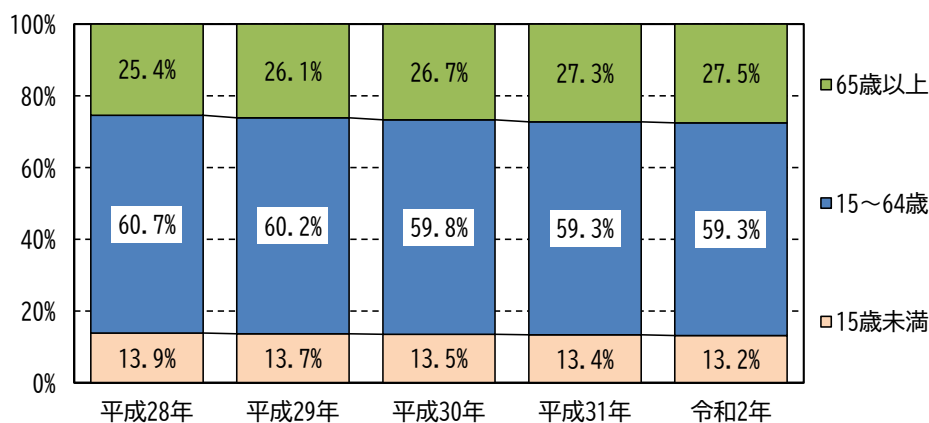
また、年齢3区分別人口割合では、15歳未満の年少人口割合と15歳から64歳までの生産年齢人口割合が減少し、65歳以上の高齢者人口割合が増加しています。

#### ◆年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### ◆年齢3区分別人口の構成割合

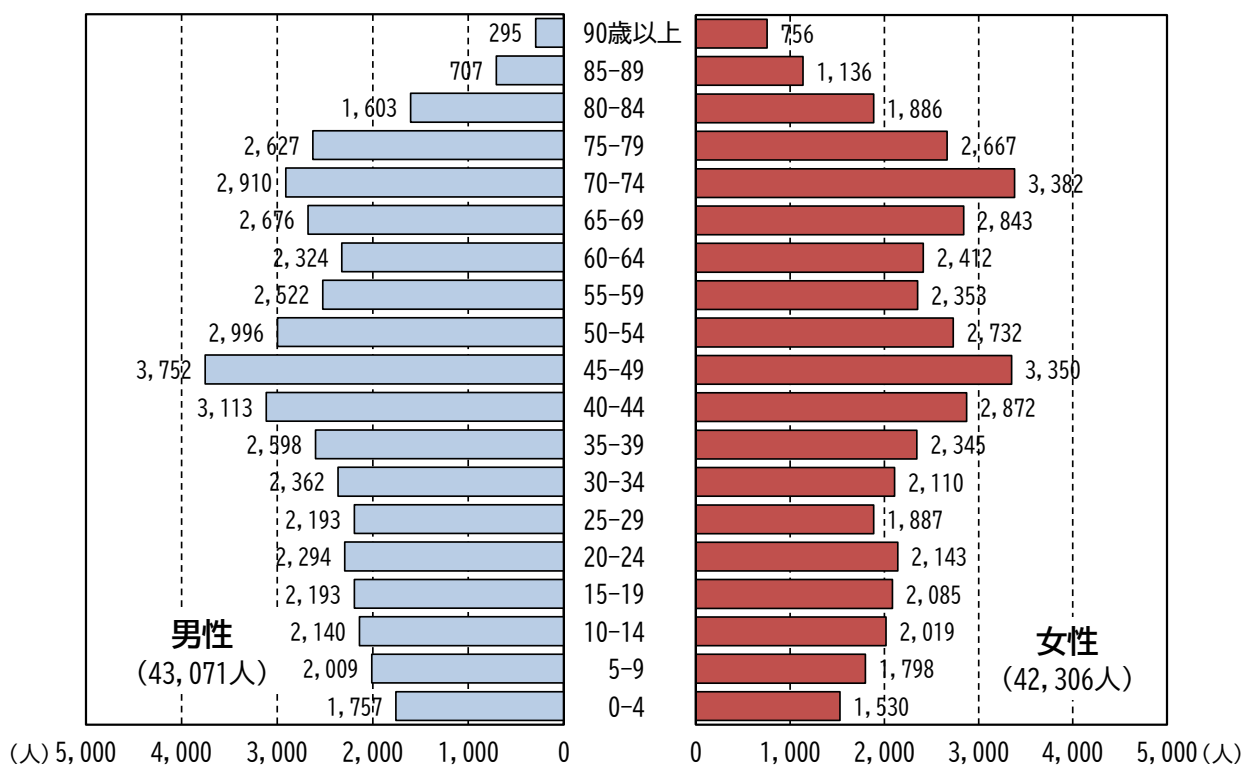


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構成

令和2年の人口ピラミッドは、男性は45歳から49歳までの年齢層が最も多く、次いで40歳から44歳まで、70歳から74歳までとなっており、女性は70歳から74歳までの年齢層が最も多く、次いで45歳から49歳まで、40歳から44歳までとなっており、いわゆる団塊の世代、団塊ジュニア世代に当たる年齢層が多くなっています。55歳から64歳までの年齢層が比較的少なく、今後10年間程度は高齢者の大幅な増加は見込まれませんが、それ以降、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年頃から高齢者数が増加していくことが見込まれます。また、男女とも年少人口が少なく、少子化の進行が見込まれる人口構成となっています。

◆人口ピラミッド（令和2年4月1日現在）



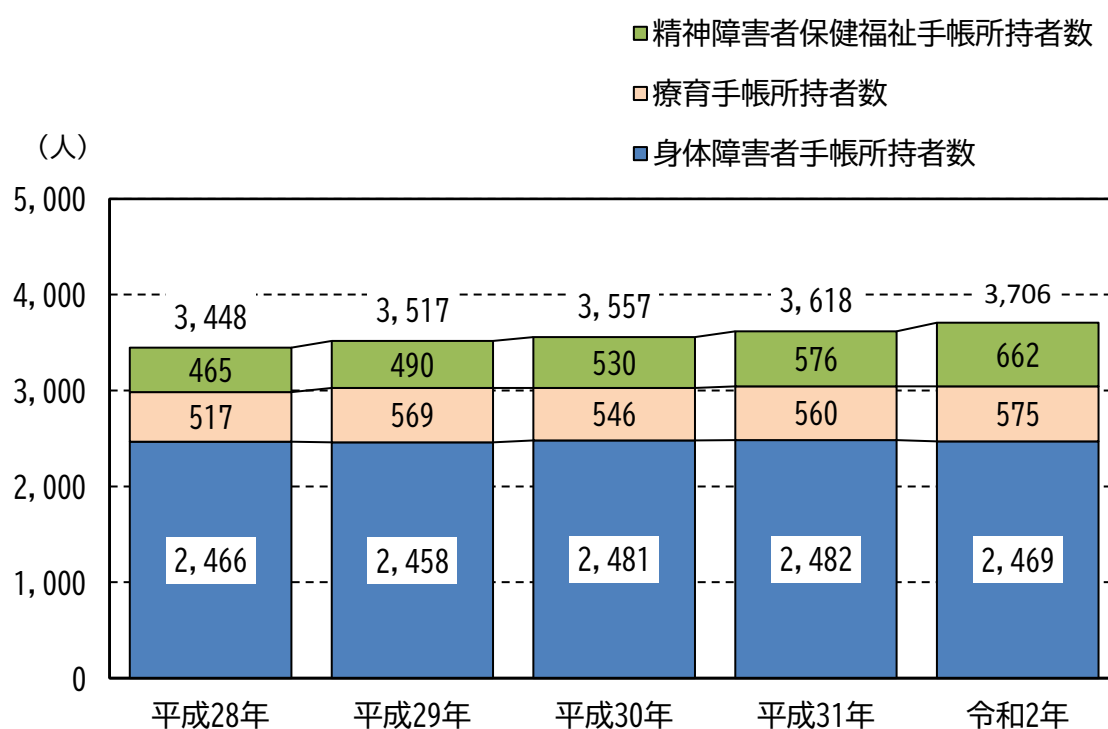
## 第2節 障がい者数等

### (1) 障がい者手帳所持者数

障がい者手帳所持者数は、年々増加し、令和2年では3,706人となっています。

障がい別では、身体障害者手帳※所持者は横ばい傾向となっていますが、療育手帳※所持者及び精神障害者保健福祉手帳※所持者は、増加傾向で推移しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が急増しています。

#### ◆障がい者手帳所持者数



資料：福祉課（各年4月1日現在）

## 第2章 障がい者等の現状

### (2) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、横ばいとなっています。令和2年における身体障害者手帳所持者数は、1級の重度障がい者が715人と全体の約3割を占めています。また、障がい種別では、肢体が最も多く、1,264人となっています。

#### ◆等級別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1 級	684	702	723	706	715
2 級	350	348	338	335	341
3 級	574	550	556	569	547
4 級	631	628	615	614	610
5 級	130	131	139	143	139
6 級	97	99	110	115	117
18歳未満	50	49	51	51	48
18歳以上	2,416	2,409	2,430	2,431	2,421
計	2,466	2,458	2,481	2,482	2,469

資料：福祉課（各年4月1日現在）

#### ◆障がい種別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視 覚	114	108	116	122	128
聴 覚	152	152	150	159	158
言 語	27	27	28	26	30
肢 体	1,332	1,336	1,327	1,287	1,264
内 部	841	835	860	888	889
計	2,466	2,458	2,481	2,482	2,469

資料：福祉課（各年4月1日現在）

### (3) 療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は、増加しています。令和2年における療育手帳所持者数は、A判定（重度）が229人、B判定（中度）が144人、C判定（軽度）が202人となっています。

#### ◆療育手帳所持者数

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A判定	211	223	223	222	229
B判定	133	139	128	139	144
C判定	173	207	195	199	202
18歳未満	159	184	164	174	178
18歳以上	358	385	382	386	397
計	517	569	546	560	575

資料：福祉課（各年4月1日現在）

### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、大幅に増加しています。令和2年における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1級が113人、2級が379人、3級が170人となっています。

#### ◆精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1 級	55	70	93	93	113
2 級	294	289	295	323	379
3 級	116	131	142	160	170
18歳未満	8	11	8	14	20
18歳以上	457	479	522	562	642
計	465	490	530	576	662

資料：福祉課（各年4月1日現在）

## 第3節 障がい児の状況

出生数や18歳未満人口は減少傾向にありますが、個別の配慮が必要な児童の人数は、手帳所持者と同様に増加傾向にあります（本計画では、手帳所持者及び診断を受けた障がい児、医師などの意見書等により通所支援等が必要とされる児童だけでなく、集団生活の中で個別の配慮が必要な児童も含めて「障がい児」といいます。）。

令和2年4月1日現在の身体障害者手帳所持者の39.6%、療育手帳所持者の54.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者の30.0%が、障害児通所支援を利用しています。手帳の重複所持者を考慮せず単純集計で、手帳所持者の50.0%が通所支援を利用している状況です。

### ◆出生数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
出生数	606人	662人	637人	581人

資料：市民窓口課（各年1月～12月の集計）

### ◆18歳未満人口

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
総人口	86,025人	85,847人	85,488人	85,190人	85,377人
18歳未満人口	14,677人	14,439人	14,225人	13,967人	13,761人
人口に占める18歳未満人口の割合	17.1%	16.8%	16.6%	16.4%	16.1%

資料：市民窓口課（各年4月1日現在）



◆3歳児健康診査における保健指導の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数		654人	740人	673人	621人
受診者数		653人	746人	676人	616人
対象者数に占める割合		99.8%	100.8%	100.4%	99.2%
指導内容と受診者に占める割合	問題なし	376人	432人	393人	325人
		57.6%	57.9%	58.1%	52.8%
	指導のみ	73人	58人	56人	102人
		11.2%	7.8%	8.3%	16.6%
	継続フォロー有	204人	256人	227人	189人
		31.2%	34.3%	33.6%	30.7%

資料：健康推進課

※対象者数は、通知発送者数を集計したものであり、その後、転入して受診した者、他市からの依頼により受診した者、通知した翌年度に受診した者は含まれていない。

※愛知県母子保健マニュアルに基づき、児童の精神発達を促すための親のかかわり方や受療行動等への支援の必要性について判定した結果で、「指導のみ」は、継続フォローの必要はないが、助言しているもの。

◆個別の配慮が必要と思われる児童数（保育所等）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所等入所児童数	1,925人	1,888人	1,873人	1,845人
個別な配慮が必要と思われる児童数	338人	276人	190人	226人
入所児童数に占める割合	17.6%	14.6%	10.1%	12.2%
個別支援計画作成対象の児童数	147人	178人	181人	210人
入所児童数に占める割合	7.6%	9.4%	9.7%	11.4%

資料：幼児保育課

※保育所等＝市内の公立・私立の保育所、公立幼稚園、小規模保育事業所及びやまもも園

※個別支援計画＝保護者と保育園等関係機関が協力して児童の発育や発達、受けた支援の状況などを継続的に記録し、成長過程における支援情報を適切につなげていく計画

## 第2章 障がい者等の現状

### ◆個別の配慮が必要と思われる児童数（小学校入学時）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校入学者数		765人	813人	802人	749人
教育支援委員会対象者数		30人	34人	41人	37人
入学者数に占める割合		3.9%	4.2%	5.1%	4.9%
教育支援委員会対象者の入学先	特別支援学校	2人	2人	4人	2人
	特別支援学級	17人	25人	32人	31人
	通常学級	11人	7人	5人	4人
教育支援委員会対象者ではないが、個別な配慮が必要と思われる児童数		111人	87人	130人	102人
入学者数に占める割合		14.5%	10.7%	16.2%	13.6%

資料：学校教育課（各年度末現在、小学校入学者数：始業式調査時点）

※教育支援委員会対象者＝診断名有、医師等の意見を聞いた方がよいケース

※個別の配慮が必要と思われる児童＝診断名はないが、保護者や園からの申し出によるケース  
（特別支援の視点や家庭問題からの視点等が混在している）

### ◆18歳未満の手帳所持者の障害児通所支援の利用状況

手帳種別	未就学児	就学児	合計	通所支援支給決定人数
身体	11人	37人	48人	19人
療育	22人	156人	178人	97人
精神	0人	20人	20人	6人
計	33人	213人	246人	122人

資料：福祉課（令和2年4月1日現在）

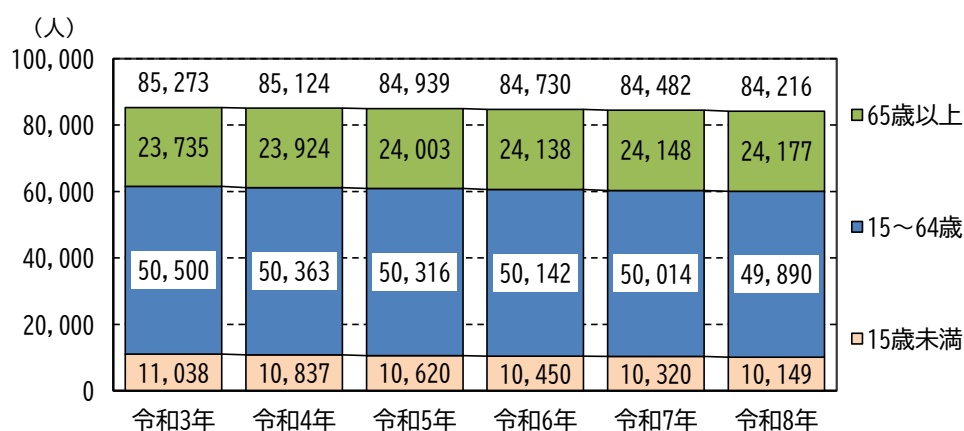
## 第4節 人口推計及び障がい者推計

### (1) 人口推計

将来人口をコーホート変化率法※により推計すると、総人口は減少し続け、令和8年には84,216人となります。

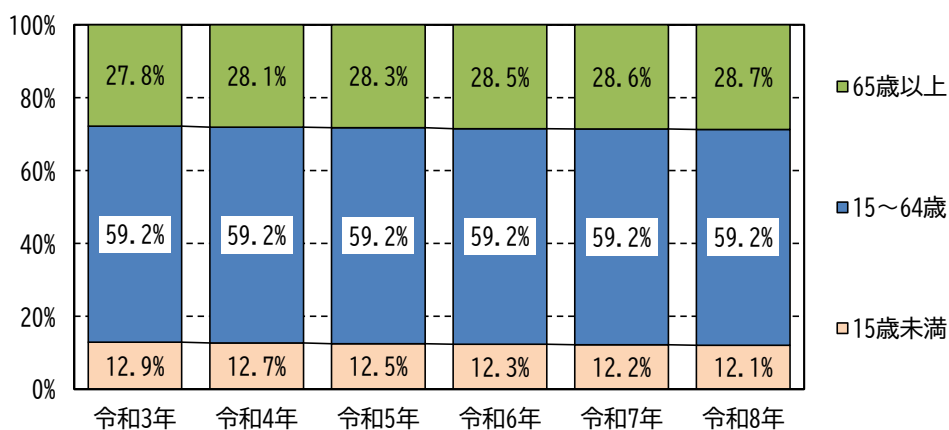
また、人口の構成割合は、15歳未満の年少人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合は、今後も増加し続けると予測されます。

#### ◆年齢3区分別人口推計



資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

#### ◆年齢3区分別人口推計の構成割合



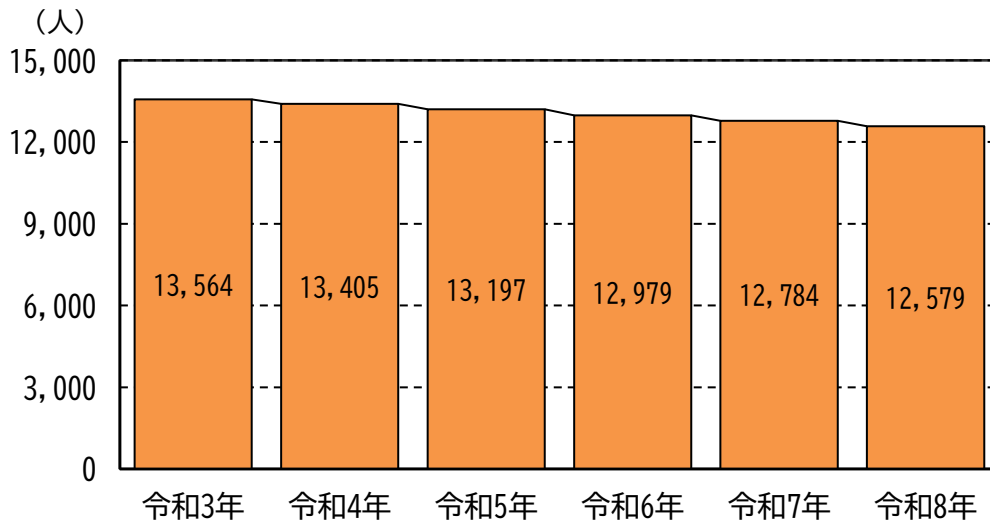
資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

## 第2章 障がい者等の現状

### (2) 18歳未満人口の推計

18歳未満人口をコーホート変化率法により推計すると、減少し続け、令和8年には12,579人となります。

#### ◆18歳未満人口の推計



資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

## (3) 障がい者手帳所持者数の推計

手帳所持者数の推計は、最近5年間の動向を基に出現率を算定し、人口推計と掛け合わせることで算定しています。

身体障害者手帳所持者数は横ばい、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加し、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が急増することが予測されます。

## ◆障がい者手帳所持者数の推計

(単位：人)

手帳種別	区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
身体障害者 手帳所持者	18歳未満	49	49	48	47	47	47
	18歳以上	2,439	2,443	2,438	2,439	2,443	2,438
	計	2,488	2,492	2,486	2,486	2,490	2,485
療育手帳所 持者	18歳未満	181	179	185	186	187	190
	18歳以上	406	409	417	424	430	436
	計	587	588	602	610	617	626
精神障害者 保健福祉手 帳所持者	18歳未満	20	24	29	31	34	38
	18歳以上	670	725	777	826	869	921
	計	690	749	806	857	903	959
全体	18歳未満	250	252	262	264	268	275
	18歳以上	3,515	3,577	3,632	3,689	3,742	3,795
	計	3,765	3,829	3,894	3,953	4,010	4,070

(各年4月1日)



## 第3章

# 第4次知多市障がい者計画





## 第3章 第4次知多市障がい者計画

### 第1節 基本理念

本市では、障がいのある人に対する施策については、国際障害者年<sup>※</sup>を契機とした考えであるノーマライゼーション<sup>※</sup>の理念に基づいて推進しています。

ノーマライゼーションとは、障がいのある人や高齢者など、ハンディキャップ（社会的な不利）のある人は、そうでない人と同等の基本的人権を持つ社会の構成員であり、普通に生活し、活動することはもとより、そのあるがままの姿で地域社会に包含され、他の人と同等の権利を享受することができるという考え方です。この考え方は、発祥の地であるデンマークの福祉3原則によると次のとおりです。

#### ① 継続性の保障

住み慣れた地域社会の中で、本人の望む居住の場における生活や活動などができる限り継続できるようにすること。

#### ② 残存能力の活用

損なわれていない能力を活用して、代替機能を発展させたり、リハビリテーションなどによって機能障がいをできる限り回復させ、その持てる能力を最大限に発揮できるように支援すること。

#### ③ 自己決定の尊重

個人の行動は、自己の責任において実行されるということを前提に、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての個人の意思とその決定は尊重されるということ。

「知多いきいきらいふ支援計画 ～知多市障害者計画～」(平成10年度～22年度)では、このようなノーマライゼーションの理念のもと、「完全参加と平等」を目標に、施設福祉の重要性を認識しつつも、障がいのある人ができる限り住み慣れた地域で自立し、社会の構成員のひとりとして安心していきいきと暮らせることをめざして、基本理念を掲げました。その後の計画にも引き継がれたこの基本理念を、第4次計画の策定に当たっても継続することにより、揺るぎないものとしします。

## 基本理念

誰もが いきいきと輝いて暮らす やさしいまち 知多

### ◎誰もが

障がいの有無にかかわらず、すべての市民のための計画であること。

### ◎いきいきと輝いて暮らす

社会の構成員のひとりとして、住み慣れた地域でできる限り自立し、自己の目標が実現できるまちをめざした計画であること。

### ◎やさしいまち 知多

うるおいとやすらぎの空間の中、ふれあいと思いやりを大切にしたやさしいまちをめざした計画であること。

## 第2節 基本目標

---

基本理念の実現に向け、8つの基本目標を設定します。

- 基本目標1 啓発広報活動とボランティア活動の推進
- 基本目標2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 基本目標3 安全・安心な生活環境の整備
- 基本目標4 防災・防犯対策の推進
- 基本目標5 差別の解消・権利擁護の推進と虐待防止
- 基本目標6 保健・医療の推進
- 基本目標7 雇用・就業の支援
- 基本目標8 教育・スポーツ・文化活動の推進

## 第3節 計画の体系

本計画では、次の基本施策を展開します。

<基本理念>  
 誰もが いきいきと輝いて暮らす やさしいまち 知多

< 基本目標 >

< 基本施策 >

1 啓発広報活動とボランティア活動の推進	(1) 障がい者福祉の理解促進
	(2) 福祉に関する教育の促進
	(3) ボランティア活動の推進
	(4) 障がい者団体への支援
2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進と相談支援体制の構築
	(2) 情報提供と意思疎通支援の充実
	(3) 在宅福祉サービスの推進
	(4) 生活の場及び働く場の整備
	(5) 障がいのある子どもに対する支援の充実
	(6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保
3 安全・安心な生活環境の整備	(1) 障がいのある人に配慮したまちづくり
	(2) 移動しやすい環境の整備
4 防災・防犯対策等の推進	(1) 防災対策の推進
	(2) 防犯対策、消費者トラブルの防止
	(3) 見守り活動の推進
5 差別の解消・権利擁護の推進と虐待防止	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
	(2) 権利擁護の推進、虐待の防止
6 保健・医療の推進	(1) 障がいの早期発見、早期治療、早期療育
	(2) 精神保健・医療の適切な提供等
7 雇用・就業の支援	(1) 障がいのある人の職業的自立の促進
	(2) 障がい者雇用機会の拡大の推進
8 教育・スポーツ・文化活動の推進	(1) インクルーシブ教育システムの構築
	(2) 教育相談、教育支援体制の充実
	(3) スポーツ、レクリエーションの推進
	(4) 文化活動等の推進

## 第4節 基本目標と施策内容

### 1 啓発広報活動とボランティア活動の推進

#### (1) 障がい者福祉の理解促進

##### 現状と課題

障がいのある人もない人も誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。

本市では、様々な広報・啓発活動を進めてきましたが、依然として障がいのある人を特別な存在として特別視したり、偏見を持って接したりするというような「意識上の障壁（心の壁）」が存在しています。

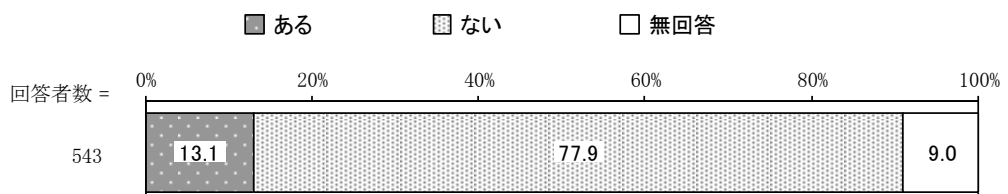
アンケート調査によると、これまで差別を受けたり、見たり、聞いたりしたことがあるかという設問には、障がい全体では「ある」が13.1%と回答しており、障がい別では、精神障がい者の30.0%が「ある」と回答しています。

さらに、具体的にどのような場所であったか尋ねたところ、「学校など」が31.0%で最も多く、次いで「職場」(29.6%)、「病院」(22.5%)となっています。

障がいや障がいのある人に対する誤った認識は、誤解や偏見を生み、障がいのある人の自立や就労、社会参加をする上で大きな阻害要因となることから、市民の障がいや障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

今後も、様々な広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、障がいのある人や高齢者に配慮した手助けができるユニバーサルマナー<sup>\*</sup>を広く市民に普及させるなど、行政はもとより社会福祉協議会を始め、関連団体と連携した啓発活動を推進し、障がいのある人についての正しい理解や認識を広めていく必要があります。

#### ◆これまで差別を受けたり、見たり、聞いたりしたことがあるか



資料：知多市障がい者福祉に関するアンケート調査

施策内容

項目	内容
① 広報ちたなどによる啓発の推進	<p>広報ちたや市ホームページ、SNS<sup>※</sup>などを使って、障害者週間<sup>※</sup>や障がいについての啓発を行うほか、障がい者福祉に関する各種イベントのPR、障がい者施策の紹介などを行います。また、思いやりと適切な知識を持って、障がいのある人や高齢者に配慮し、さりげない手助けを行うユニバーサルマナーを啓発するほか、外見から分からない障がいのある人が、周囲の配慮や援助を受けやすくなるようヘルプマーク、ヘルプカードを配布します。</p>
② 福祉体験学習の開催	<p>社会福祉協議会を中心に行われている市内小中学校での福祉体験学習や関連事業に対して、積極的に協力します。</p>
③ 福祉フェスティバルの開催	<p>産業まつりと同時開催している福祉フェスティバルにおいて、障がい者福祉について広く啓発します。</p>
④ 手話言語の普及啓発	<p>知多市手話言語条例（令和2年4月施行）に基づき、手話言語を市民や事業者に広く啓発します。市職員の新人研修に取り入れるほか、市内手話サークルと連携して、出前講座<sup>※</sup>の開催などを行います。</p>
⑤ 障がい者自立支援協議会 <sup>※</sup> での研修・啓発	<p>障がい者等への支援の体制整備を図る協議会において、障がい者理解に関する研修や啓発を行います。</p>
⑥ 地域活動支援センター <sup>※</sup> との連携	<p>地域活動支援センターと連携し、障がいに対する理解促進を進め、障がいのある人の生活の質の向上を図ります。</p>

## (2) 福祉に関する教育の促進

### 現状と課題

障がいのある人と障がいのない人が、障がいの有無を意識することなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、地域住民の理解促進に努める必要があります。

また、少子高齢化が進行する中で核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者も増えて、地域社会での交流が少なくなってきており、子どもたちが思いやりやいたわりといった心を育む機会が少なくなってきています。

アンケート調査によると、地域の人の障がいに対する理解について、どのように感じているかは、「十分に理解している」と「まあ理解している」を合わせた“理解している”の割合が30.0%、「あまり理解していない」と「まったく理解していない」を合わせた“理解していない”の割合が23.8%となっています。

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がいのある人に対する理解や認識を深めていくためには、子どもころから一人ひとりの心の中に、優しさを育て、みんながお互いに相手に対する親切や思いやりの気持ちを持てるよう、障がいのある人とふれあう場の提供、幼児期・義務教育期の福祉教育を推進していく必要があります。

本市では、児童の発達段階に応じ、福祉体験学習など、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めるとともに、道徳の授業を中心に人権教育など障がい者施策に対する理解を深める教育を行っています。障がいに対する理解がさらに進むよう、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

施策内容

項 目	内 容
① 学校における福祉教育の充実	福祉体験学習など、社会福祉に関する実践学習の機会を提供し、社会福祉への理解と関心を高めるとともに、道徳の授業を中心に人権教育を推進し、思いやりと福祉の心を育てます。
② 生涯学習における福祉学習の推進	障がいのある人に対する福祉施策や手話などについての出前講座をPRします。
③ コミュニティにおける福祉活動への支援	<p>各種のコミュニティ事業を支援するほか、福祉に関係するイベントなどへの協力も社会福祉協議会と共に行います。</p> <p>また、社会福祉協議会は、コミュニティで実施している地域福祉活動に対する支援を行い、福祉活動への市民参加を推進します。</p>



### (3) ボランティア活動の推進

#### 現状と課題

障がいのある人が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、在宅生活を支援するサービスの充実が必要ですが、障がいのある人が必要とするサービスは多岐にわたっており、公的福祉サービス及び民間福祉サービスのみでは、これに対応することは困難であり、地域のボランティアによる支援や協力が重要な役割を果たしています。

また、障がいのある人を対象としたボランティア活動は、障がいのある人にとって単に日常生活上のサポートにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをもたらすものとして極めて有意義なものであることから、その理解を深める情報提供や相談助言など活動への支援が必要です。

本市では、総合ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をしたい人、受けたい人を支援しています。令和2年3月末現在のボランティア登録数は、団体が65団体（960人）、個人が208人となっています。活動者の固定化、高齢化が進んでいるため、新たな人材の発掘や育成を進めるとともに、活動の場の充実や支援体制の強化を図る必要があります。

#### 施策内容

項目	内容
① 総合ボランティアセンターへの支援	<p>ボランティア活動をしたい人と受けたい人を結び、情報の共有化や活動の効率化を図るため、社会福祉協議会の運営する総合ボランティアセンターの事業を支援します。</p> <p>福祉体験学習や出前講座などを通じて人材育成を推進し、ボランティア講座などの情報を継続的に提供するなど、実際の福祉活動につながるよう支援します。</p>
② 社会福祉団体等への支援	<p>障がいのある人を対象としたサロンや健康づくりなど、在宅福祉サービスに関する事業を行う市内の社会福祉団体に対し、事業に要する経費を障がい福祉振興事業補助金として交付します。</p>

## (4) 障がい者団体への支援

### 現状と課題

障がいのある人や家族が加入している障がい者団体では、社会体験事業やスポーツなどのイベントを通じて、障がいのある人の社会参加や自立をめざしています。

しかし、団体ヒアリング調査によると、障がい者団体では、会員の高齢化や新規加入会員の減少により活動自体が縮小傾向にあるとの回答もありました。

障がい者団体は、障がいや障がいのある人に対する理解や認識を深めるために大きな役割を果たし、障がいのある人の自立した生活を支えています。活動を引き続き支援し、障がいのある人の自立を促す必要があります。

### 施策内容

項目	内容
障がい者団体への支援	身体障害者福祉協議会や手をつなぐ育成会など、障がい者団体の活動を支援し、自立の促進につなげます。

## 2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

### (1) 意思決定支援の推進と相談支援体制の構築

#### 現状と課題

障がいのある人が自らの決定に基づき、保健・医療・福祉等各種サービスを利用していくためには、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、それら各種サービスの情報提供、相談支援を受けることのできる体制の構築が必要です。

アンケート調査によると、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりのために市に希望することは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」(59.1%)が最も多い回答としてあげられています。障がいのある人が感じる悩みや不安は様々で、障がいの種類や程度、社会状況、年齢など、いろいろな要因によって異なりますが、それぞれの異なる諸課題を身近に、気軽に相談でき、適切な助言を受けられる総合相談支援体制の確立が必要であり、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要です。

本市では、平成18年10月から東海市、阿久比町及び東浦町と共同で相談支援事業を実施してきましたが、平成29年度からは本市単独で市内の社会福祉法人とNPO法人に委託し、障がい者相談支援センター※を設置しました。平成30年度からは委託先に社会福祉協議会を加えて、障がいのある人などに対する相談支援事業を行っています。さらに、障がいのある子どもに対する相談支援については、令和元年度に障がい児相談支援事業所を市の直営で設置したほか、民間事業所でも相談支援事業を開始しました。また、健康推進課（保健センター）で保健師による相談と精神保健福祉士による「こころの健康相談」、子育て総合支援センター※で発達に心配のある児童に対する相談を実施するほか、福祉課窓口などで障がいのある人の様々な相談に応じています。

今後も、障がいのある人やその家族、介助者等が抱える問題の解決に向け、関係機関や相談員と連携し、必要な情報提供に努め、相談支援体制を充実させるなど、複合・複雑化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を整備する必要があります。

施策内容

項目	内容
① 意思決定の支援	障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、地域社会で生活できるよう、社会福祉協議会や知多地域成年後見センターなど、関係機関と連携して支援します。
② 相談支援体制の充実	民生委員児童委員 <sup>※</sup> を始め、ボランティア団体、社会福祉協議会、高齢者相談支援センター <sup>※</sup> 、知多地域成年後見センター <sup>※</sup> 、知多地域障害者就業・生活支援センター <sup>※</sup> 、福祉課、障がい者相談支援センター、障がい者虐待防止センター、健康推進課（保健センター）、子ども若者支援課、子育て総合支援センター、障がい児相談支援事業所など、様々な相談機関との連携を強化し、よりよい体制づくりをめざします。
③ 基幹相談支援センター <sup>※</sup> の体制強化	社会福祉士や精神保健福祉士などの専門性を有している相談員を配置し、相談支援体制の強化を図ります。

## (2) 情報提供と意思疎通支援の充実

### 現状と課題

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報通信機器利用の促進、サービス等の周知等、様々な取組を通じて情報アクセシビリティ<sup>※</sup>の向上に努める必要があります。

I C T（情報通信技術）の発達とともに、パソコン（インターネット）や携帯電話（スマートフォン）の普及が急速に進み、情報取得の手段やコミュニケーションをとるツールとして幅広く利用されるようになっていますが、情報機器の利用機会及び活用能力による格差という新たな問題も起こっています。

アンケート調査によると、福祉サービスに関する情報をどこから入手しているかは、「市の広報紙や市のホームページ」の割合が26.7%と最も高く、次いで「家族・親戚」（23.9%）、「医療機関・病院」（21.5%）となっています。

行動の制約をともなう障がいのある人にとって、ホームページや電子メール、SNSは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによる利用機会等の格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

また、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションをとることができるよう、意思疎通支援を担う人材育成やサービスの利用促進など、取組の充実を図る必要があります。

施策内容

項目	内容
① 情報提供の充実	<p>障がい者相談支援センターや障がい児相談支援事業所において、障がいのある人やその家族に、障害福祉サービスの情報提供を行うほか、必要に応じて関係機関と会議などを開催し、障がいのある人のニーズの把握及び共有化に努めます。</p> <p>福祉ガイドブックなど、各種制度を利用するための資料を作成・配布するほか、福祉フェスティバルなどのイベントを通じて、広く情報を提供します。また、障がい者手帳の交付などの機会を捉えて、関連する諸手続の案内、利用可能なサービスの説明、パンフレットの配付を行うなど、きめ細かく対応します。</p> <p>福祉サービスに関する情報を得るために、最も多く利用されている広報ちたや市ホームページ、SNSなどでの情報提供を充実させます。</p>
② 意思疎通支援の充実	<p>点訳、朗読、手話、要約筆記などの人材育成を図るため、総合ボランティアセンター事業を支援するほか、手話奉仕員養成講座を開催します。</p> <p>また、ボランティアグループの協力による広報などの各種情報の点訳・音訳や、手話通訳者・要約筆記者の聴覚障がいのある人に対する派遣、講演会などへの設置・派遣を推進します。</p>

### (3) 在宅福祉サービスの推進

#### 現状と課題

障がい者施策のめざすところは、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援することですが、障がいのある人個々の心身の状況や生活環境などにより、障がいのある人のニーズは様々です。この多様なニーズに対応するため、サービスの量的・質的充実に努める必要があります。

アンケート調査によると、障害福祉サービスの利用意向は、「相談支援」(16.9%)、「居宅介護」(13.8%)、「移動支援」(10.7%)、「短期入所」(10.1%)の割合が比較的高くなっています。

多様なニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、日中活動の場の提供や緊急一時的な宿泊事業などの福祉サービスの充実を図るとともに、サービス利用の際は、障がい者相談支援センター等と連携する必要があります。

また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点<sup>※</sup>等に求められる機能について、障がい者自立支援協議会で検討を重ねていきます。

施策内容

項目	内容
① 居宅介護事業の推進	利用者やその家族の実態、利用希望などを考慮しつつ、積極的に推進します。
② 短期入所事業の推進	利用者やその家族の実態、利用希望などを考慮しつつ、積極的に推進します。また、必要に応じて事業者の施設整備の支援を検討します。
③ 地域活動支援センター事業の推進	障がいのある人が、日中、創作的活動などをして過ごす地域活動支援センター事業の充実を図ります。
④ 地域生活支援拠点等の強化・充実	住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の養成・確保、地域の体制づくりの5つの機能の整備が求められています。障がい者自立支援協議会において、地域の実情を踏まえた拠点の強化・充実を図ります。
⑤ 高齢者福祉施策との連携と相互利用の推進	理髪サービス事業、寝具クリーニングサービス事業、住宅改修費支給事業、食事サービス事業などの高齢者福祉施策との連携や相互利用を推進します。
⑥ 障がい児の育成支援	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援や居宅介護事業、短期入所事業、日中一時支援事業などと、県が実施する各種福祉サービスを適切に組み合わせ、総合的なサービス提供に努めます。
⑦ 各種福祉サービスの充実	補装具費の支給、日常生活用具の給付などの障がいを補完する福祉サービスのPRに努めます。



## (4) 生活の場及び働く場の整備

### 現状と課題

障害者総合支援法においては、基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。入所による支援が必要な人がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも継続入所が必要ではない人もいます。障がいのある人に関わる多くの機関が連携し、地域移行や地域定着のための体制整備を図り、障がいのある人の地域移行を促進する必要があります。

アンケート調査によると、現在の住居または生活の場は、「自分または家族の持家」の割合が76.4%と最も高く、次いで「賃貸マンション・アパート」(11.6%)となっています。また、今後どのように暮らしたいかは、「家族と一緒に暮らしたい」の割合が71.6%と最も高く、次いで「ひとりで独立して暮らしたい」(10.1%)、「施設に入所したい」(5.7%)、「グループホーム<sup>\*</sup>で共同生活したい」(5.5%)となっています。

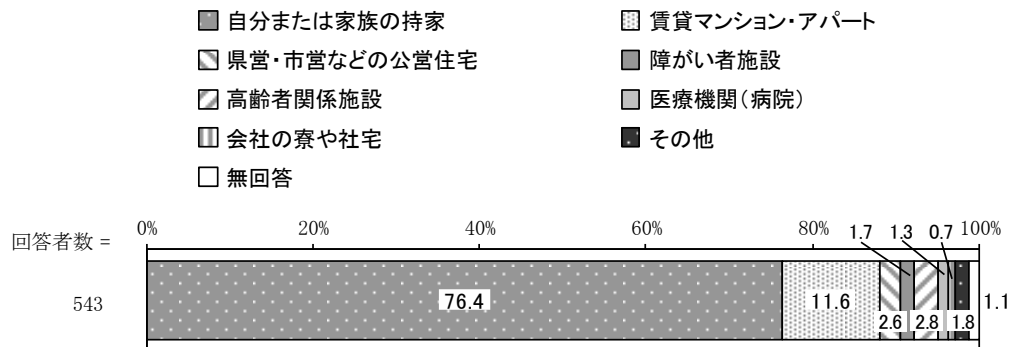
入所者、入院患者が地域生活への円滑な移行を進めていく上では、グループホームの役割は重要ですが、令和2年4月1日現在、市内にはグループホームが7箇所あり、67人の利用があります。団体ヒアリング調査においても、グループホームに対する要望があげられており、地域移行や親亡き後の生活の場として今後、グループホームの需要はますます高まると予想されます。

また、障がいのある人が働く場合、就労先の開拓やあっせん、職業研修、定着支援、就業フォロー、さらには生活全般への支援などが密接に関連して初めて成り立つものであることから、就労と生活の総合的な支援が必要です。

職場適応への支援については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの「就労移行支援」をはじめとした各種制度の活用を促進しながら、市内や近隣市町での障がい者雇用をより強化していくことが求められます。

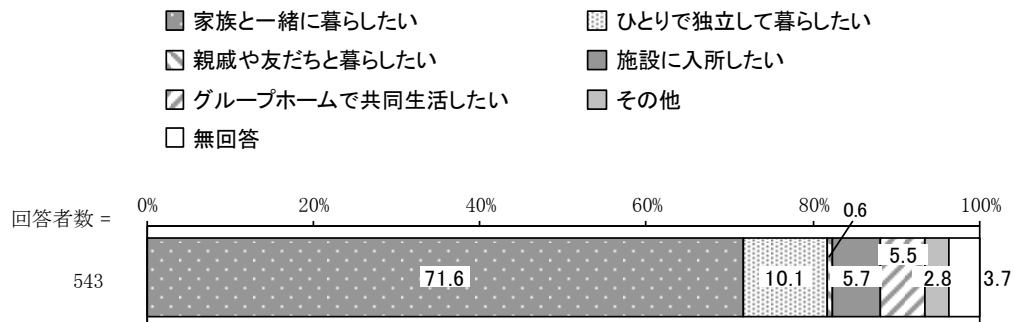
また、障がいのある人は就労先において様々な問題を抱えていることが少なくないことから、障がいのある人の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善と職場への定着率を高めていくことが今後より大切となります。

◆現在の生活の場



資料：知多市障がい者福祉に関するアンケート調査

◆今後の生活の場に関する意向



資料：知多市障がい者福祉に関するアンケート調査

施策内容

項目	内容
① 地域移行・地域定着の推進	本人の意思を丁寧に聞きながら、障がい者相談支援センターや相談支援事業所、入所施設などの関係機関と連携して取り組みます。
② 精神障害に対応した地域包括ケアシステム※の構築の推進	知多半島障害保健福祉圏域会議（知多半島5市5町）や保健所と地域課題の共有を図りながら、障がい者自立支援協議会において、支援体制の構築に努めます。
③ グループホームなどの生活の場の整備	地域で生活するための拠点として、また親亡き後の生活の場として、今後も利用が増えることが見込まれるため、事業者による整備に対して支援方法を検討します。

項目	内容
④ 活動する場、働く場の整備	主に知的な障がいのある人を対象とした障がい者活動センターやまもも第1・第2で、生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を実施します。また、なごみ苑では生活介護事業を、主に精神に障がいのある人を対象としたドリームハウスでは就労継続支援事業を実施します。
⑤ 障がい者の通所施設に対する支援	知多福祉会が運営する施設等の利用者の通所にかかる負担軽減や、重度障がい者の対応に要する費用を支援します。 また、「知多市障害者就労施設等から物品等の調達方針」に基づき、市内障がい者就労施設などからの物品購入や業務委託を進め、利用者の収入の増加をめざした支援を行います。
⑥ 遊休施設などの利用	知的な障がいのある人の宿泊訓練施設やグループホームなどとして、市の遊休施設を活用します。
⑦ 施設への通所、入所	既存施設の有効利用を図るため、障がいの種別を超えた利用者の受入れを事業者に働きかけるとともに、身体や精神に障がいのある人の施設について、その支援方法を検討します。 障がい児については、地域で適切な療育が受けられるよう支援します。
⑧ 施設利用に関する情報提供	入所施設との連携を密にし、利用状況など必要な情報の提供に努めます。また、通所施設についても、作業内容など必要な情報の提供に努めます。

## (5) 障がいのある子どもに対する支援の充実

### 現状と課題

障がいや発達に遅れのある子どもが、地域で安心していきいきと生活できるよう、一人ひとりの多様なニーズに応じた適切な療育、教育及び相談支援などが必要です。

できるだけ早期に障がいを発見し、必要な療育支援を行うとともに、一人ひとりの障がいの状態や発達段階、特性に応じてよりよい環境を整え、障がいのない子どもと共に学び合える体制を整えていく必要があります。

また、近年、医療技術の進歩を背景として、NICU\*等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。医療的ケア児については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉等の関係機関の連携を促進し、支援体制の充実に努める必要があります。

施策内容
------

項目	内容
① 療育の拡充	乳幼児の障がいの状況、家庭環境及び地域性などに応じた適切な進路の選択が可能となるよう、保育園、幼稚園、専門施設への受入れ拡充を図ります。また、療育に携わる職員の専門知識や技能の向上を図り、一人ひとりの状況に応じた効果的な療育の実施に努めます。
② 障害児等療育支援事業※の推進	障がい児の地域における生活を支えるための療育、相談支援体制の充実を図るため、県が社会福祉法人に委託して推進している障害児等療育支援事業に参加し、職員の技術の向上に努めます。
③ 医療的ケア児の支援体制の構築	医療的ケア児に対する支援体制の構築に向けて、コーディネーターの配置を促進し、人材育成を図ります。また、地域において包括的な支援が受けられるようにするため、ニーズを把握するとともに、圏域の関係機関と支援体制について協議します。
④ 肢体不自由児通園施設※の確保	身体機能に重度の障がいのある未就学の児童が利用できる施設が市内にはないことから、近隣市町と協力し、受入先の確保に努めます。
⑤ 児童発達支援センター※の機能充実	発達障がいの早期発見、療育、相談、指導システムの充実及び保育と療育の連携を図ります。また、中軽度の肢体不自由児を受け入れるとともに、重度の障がいのある児童への対応も含めた総合的な体制づくりに努めます。

## (6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

### 現状と課題

地域で障がいのある人の生活を支えるために必要なサービスを確保していくためには、行政をはじめとする公的な機関や地域で障害福祉サービスを提供する事業者、ボランティアなど、地域の様々な団体や関係者の協力が必要です。

そのためには、地域において障がいのある人の支援を実施する団体や関係者などに対して、必要な研修や勉強会等の開催や情報の提供などの人材育成に努め、地域で障がいのある人の生活を支える人材の育成支援の強化・充実を図る必要があります。

また、障害福祉サービスを提供する事業者においては、サービスの量や質に対するニーズも高まってきていることから、障がいの特性を理解したサービス提供ができるよう、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職、保健師や看護師の医療専門職について、人材確保や資質の向上を図る必要があります。

### 施策内容

項目	内容
専門的な技術及び知識を有する人材の資質向上	相談支援専門員などの専門職員や支援員に対して研修等を行い、専門的な技術や知識の向上を図ります。 また、市内の施設・事業所職員を対象に、地域課題に関する研修会や個別ケースに関する検討会を開催し、市全体の障害福祉サービスの質の向上を図ります。

### 3 安全・安心な生活環境の整備

#### (1) 障がいのある人に配慮したまちづくり

##### 現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で自立して安全に安心して社会生活を送るためには、建築物、公共交通機関、住環境等が障がいのある人にとって利用しやすい環境であることが求められます。

知多市においては、「知多市都市計画マスタープラン」、「知多市バリアフリー基本構想」を基本として、障がいのある人や高齢者が安心して快適な生活を送れるよう安全性・利便性・快適性が確保されたまちづくりを推進しています。

しかしながら、アンケート調査によると、外出するときに困ることは、「道路や駅の段差や階段」(33.0%)、「歩道」(12.9%)、「建物内設備の利用」(12.3%)と環境上の障壁が少なからず存在している状況がうかがえます。

障がいのある人の自立と社会参加を促進するには、建築物、道路などのバリアフリー化を推進することが重要ですが、真に人にやさしいまちづくりのためには、年齢・性別・国籍・障がいの有無など、人々が持つ様々な違いを越えて、誰もが利用しやすいように配慮したユニバーサルデザイン※の考えに基づいた総合的かつ効果的な福祉のまちづくりを進める必要があります。

さらに、障がいのある人が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。

市営住宅については、同居親族がいなくても単身で入居できる特例を設けています。また、障がいのある人の持ち家や民間の賃貸住宅においてもバリアフリー改修を促進し、日常生活における入居者の負担軽減を図るため、住宅改修制度の普及や制度を利用するための支援を推進していく必要があります。

施策内容

項目	内容
① 都市計画制度、都市計画事業などによる取組	<p>「知多市都市計画マスタープラン」に基づき、快適・機能的で安全・安心な都市づくりを推進します。公共公益的な都市施設については、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等を取り入れた整備を推進します。</p> <p>朝倉駅周辺地区においては、「知多市バリアフリー基本構想」を踏まえ、駅前のロータリーに広い乗降スペースなどを整備するとともに、歩道の凸凹や段差の解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを行い、安全・安心で快適に公共交通機関や施設を利用できるようバリアフリー化を推進します。</p>
② 障がい者向けの住宅の確保	<p>市営住宅については、申込資格に同居親族がいることが必要ですが、障がいのある人については、単身で入居できる特例を設けています。また、民間住宅については、今後も住宅リフォーム相談、住宅改修費支給事業を推進します。</p>
② Net119 緊急通報システムの推進	<p>音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能に障がいのある人が、スマートフォンや携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単に手早く 119 番通報することができるシステム「Net119（ネット 119）」の利用について啓発し、登録を促進します。</p>



## (2) 移動しやすい環境の整備

### 現状と課題

障がいのある人は、移動手段と外出のための移動支援を確保することによって、外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大し、積極的な社会参加にもつながります。

アンケート調査によると、日常生活をしていく上で、誰かの援助がないと自分ひとりではできないことは、「外出」(49.7%)が最も多い回答となっています。また、外出する時に困ることは、「道路や駅の段差や階段」の割合が33.0%と最も高く、次いで「バスや電車などの乗降が困難」(23.6%)、「外出するにはお金がかかる」(18.8%)、「周囲の人の理解不足・人の目が気になる」(16.6%)となっています。

外出支援については、交通機関の利用助成や、段差の改善などのバリアフリー対応のほか、きめ細かな移動支援サービス等の拡充を図る必要があります。また、「周囲の人の理解不足・人の目が気になる」という声も少なくないことから、市民が障がいのある人の気持ちを傷つけない配慮や思いやりを持って接することが求められます。

### 施策内容

項目	内容
① 公共交通機関の利用促進	鉄道やバスなどの公共交通機関について、障がい者手帳所持者に対する割引制度を案内するなど、利用を促進します。
② 移送サービス・福祉有償 運送事業への支援	社会福祉協議会が実施する移送サービスや、NPOによる福祉有償運送事業が、安全かつ適正に行われるよう支援します。
③ 福祉タクシー※などの料 金助成	福祉タクシーやリフト付タクシーの利用料金について助成し、社会参加を促進します。利用状況とコミュニティ交通※の整備状況などを勘察し、必要に応じて対象者などの見直しを検討します。
④ 自動車運転免許の取得費 及び自動車改造費の助成	身体障害者手帳の所持者に、自動車運転免許の取得費及び自動車改造費を助成する現行制度のPRに努めます。

## 4 防災・防犯対策等の推進

### (1) 防災対策の推進

#### 現状と課題

近年、全国各地で地震や台風による土砂災害、河川のはん濫等の大規模災害により、多くの命が奪われる等甚大な被害が発生しています。東日本大震災では、障がいのある人の死亡率が被災住民全体の死亡率の2倍になるなど、避難行動要支援者<sup>\*</sup>における被害の大きさが報告されています。

災害発生時に、被災の影響を最小限にとどめるためには、情報伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行うことはもちろんですが、避難先での生活について個々の状態に応じた配慮が必要です。

アンケート調査によると、災害時にひとりで避難できるかでは、約4割が「できない」と回答しています。また、緊急時に近所に助けてくれる人がいるかでは、3割以上が「いない」と回答しています。さらに、災害時に困ることでは、「投薬や治療が受けられない」の割合が55.1%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境に対する配慮が不安」（51.7%）、「安全なところまで迅速に避難することができない」（51.4%）となっており、避難先での不安が多くあげられています。

本市では、「知多市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者への配慮、情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報伝達などが迅速かつ的確にできるように防災体制の充実、災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを受けることができるよう、災害時医療救護体制の充実に努める必要があります。

施策内容
------

項目	内容
① 防災体制の推進	<p>市内の福祉施設と福祉避難所としての利用協定を締結し、災害時の支援体制の確保を図ります。また、避難所及びその周辺のバリアフリー化に努めるほか、聴覚障がいのある人等との意思疎通を図るためのコミュニケーションボードの設置や、個人用のストマ用装具の預け入れ制度など、障がいに応じた支援を行い、大規模災害に備えます。</p> <p>障がいのある人を含めた具体的な避難行動要支援者への配慮については、「知多市地域防災計画」に基づき、コミュニティ防災訓練への参加などによる地域とのつながりを推進し、福祉関係機関やボランティア等と連携した支援体制を整備します。</p>
② 災害時の医療救護体制の充実	<p>知多郡医師会、知多市医師団、知多郡歯科医師会及び知多市歯科医師会との協定に基づき、災害時の医療救護体制を確保します。また、知多市薬剤師会及び知多市薬業組合との協定に基づき、災害時における医療救護に必要な医薬品などを確保します。</p>
③ 情報伝達体制の充実	<p>災害時に情報伝達が迅速かつ的確にできるよう、ちたまる安全安心メルマガやSNSなどの多様な手段を用いた情報伝達を行います。</p>
④ 災害時要援護者支援事業の推進	<p>地震や集中豪雨などの災害時に、自分自身の力では避難することが困難な人の避難支援や安否確認を行う体制の構築を、地域と連携して推進します。</p>
⑤ 住宅耐震化の促進	<p>耐震診断・耐震改修に係る補助などにより、住宅の耐震化を支援します。</p>
⑥ 防災対策の啓発	<p>災害時への備えとして、平常時からできる医療や服薬の自己管理などについて啓発します。</p>

## (2) 防犯対策、消費者トラブルの防止

### 現状と課題

障がいのある人を犯罪から守るには、障がいのある人自身が防犯知識を身に付け、防犯意識を高めるとともに、犯罪被害の発生を未然に防ぐ対策が必要です。防犯知識の周知徹底や犯罪情報の提供に努めるとともに、行政、警察や地域等との連携により防犯活動を促進していくことが重要です。

また、消費者被害の防止や被害からの救済については、消費生活センターと福祉団体との連携を強化し、必要な情報提供を行う相談体制の充実に努める必要があります。

その他、障がいのある人自身に対しては、防犯教室や消費生活講座をはじめ、あらゆる広報媒体等を活用した啓発・広報活動を推進し、知識の普及啓発に努める必要があります。

### 施策内容

項目	内容
① 防犯対策の広報	障がいのある人の生活の安全を守るため、FAX やインターネットを使用した 110 番に通報する方法を周知します。
② 消費者トラブルの防止	障がいのある人の消費者トラブルを防止するため、近くの相談窓口につながる消費者ホットライン 188 <sup>*</sup> の周知に努めます。また、被害にあった際は、消費生活センターや福祉団体が連携して支援します。

### (3) 見守り活動の推進

#### 現状と課題

近年、プライバシー意識の高まりや、隣近所とのつながりの希薄化などのため、特に障がいのある人やひとり暮らしの高齢者などで、地域から孤立し、何らかの問題を抱えていながら、自ら相談することができない方もいることから、見守り活動等を通じて早期に発見し、必要な支援につなげていくことが重要です。

本市では、障がいのある人をはじめ支援が必要な方を近隣住民やボランティアが見守る「あんしんとなり組」について、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会と共に取り組んでいます。

今後も、「あんしんとなり組」の取組により、地域で孤立することなく、安心して生活できる環境づくりを推進する必要があります。

#### 施策内容

項目	内容
あんしん見守りシステムの推進	障がいのある人やひとり暮らしの高齢者、ねたきりや認知症の高齢者を介護している世帯や要支援家庭の児童などを近隣住民やボランティアが見守り、必要な支援を行う「あんしんとなり組」について、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会と共に取り組みます。

## 5 差別の解消・権利擁護の推進と虐待防止

### (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

#### 現状と課題

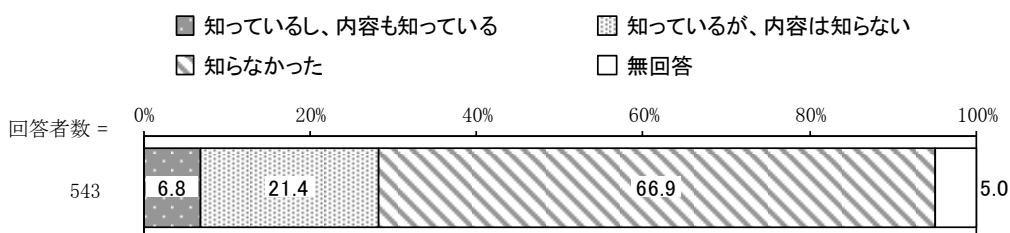
平成 28 年 4 月 1 日に施行された障害者差別解消法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

アンケート調査によると、障害者差別解消法の認知度は「知らなかった」の割合が 66.9%と最も高く、次いで「知っているが、内容は知らない」(21.4%)、「知っているし、内容も知っている」(6.8%)となっています。

本市では、平成 29 年 4 月に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する知多市職員対応要領」に基づき、適切な対応に努めるとともに、職員に対し、必要な研修及び啓発を行っています。また、障がい者自立支援協議会においても、事例検討などを行い、当事者団体や障害福祉サービス事業所等の意識の向上を図ります。

今後も地域共生社会の実現に向け、すべての市民が障がいや障がいのある人について理解し、障がいを理由とする差別の解消に関する取組をより一層推進する必要があります。

#### ◆障害者差別解消法について



資料：知多市障がい者福祉に関するアンケート調査

#### 施策内容

項目	内容
広報・啓発活動の推進	市の職員研修で取り組むとともに、障がい者自立支援協議会において、市民や事業者に広く啓発します。

## (2) 権利擁護の推進、虐待の防止

### 現状と課題

地域生活を進めていく上で、障がいのある人など判断能力やコミュニケーション能力が十分でない人は、サービスの利用や財産管理などで、生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、本人の権利や財産などを守るための支援が必要です。

本市では、知多半島5市5町共同で「知多地域成年後見センター」を設置し、成年後見制度<sup>\*</sup>の利用を進め、障がいのある人自身が自らの意思で決定できるよう支援しています。令和2年3月には、「第1期知多地域成年後見制度利用促進計画」を策定し、さらなる権利擁護の充実をめざしています。

アンケート調査によると、成年後見制度の認知度は、「聞いたことはあるが、あまりよく知らない」(37.2%)、「全く知らない」(35.5%)で、7割以上が“知らない”と回答しています。成年後見制度の認知度はまだまだ低く、今後、障がいのある人の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護に関わる制度を広く周知する必要があります。

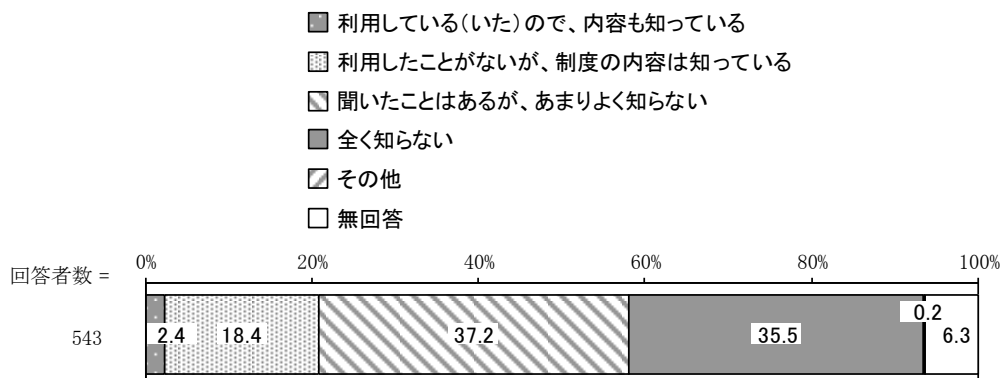
平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて「障がい者虐待防止センター」を福祉課に設置し、障がい者虐待の窓口として相談を行うほか、障がい者相談支援センターなどの関係機関と連携を図って虐待事例の解決に努めています。

アンケート調査によると、障害者虐待防止法の認知度は、「知らなかった」の割合が51.9%と最も高く、次いで「知っているが、窓口は知らなかった」(21.7%)、「知っている」(20.8%)となっています。

本市では、ホームページ等で周知に努めていますが、今後も、家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

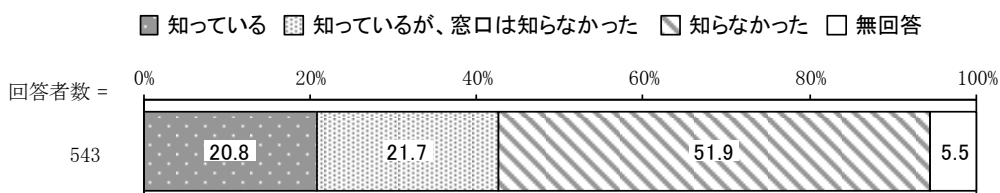


◆成年後見制度について



資料：知多市障がい者福祉に関するアンケート調査

◆障害者虐待防止法について



資料：知多市障がい者福祉に関するアンケート調査

施策内容

項目	内容
① 権利擁護の推進	「知多地域成年後見制度利用促進計画」に基づき、障がいのある人が、地域社会で自分自身が希望する生活を送ることができるよう、人権を尊重し、権利を守ることを支援します。成年後見制度の利用促進や障がい者虐待相談などの事業を、社会福祉協議会など関係機関が行う施策と連携して実施します。
② 虐待防止ネットワークの強化	福祉課に設置している障がい者虐待防止センターが、障がい者虐待の早期発見及び対応、発生防止の体制づくりを行い、障がい者自立支援協議会等で啓発活動を実施します。また、高齢者・障がい者虐待防止等ネットワーク委員会で活動状況について報告し、ネットワークの強化を図ります。



## 6 保健・医療の推進

### (1) 障がいの早期発見、早期治療、早期療育

#### 現状と課題

先天的な障がいや乳幼児期の障がいについては、早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能となります。

本市では、保健、医療、教育、福祉の各分野の連携のもと、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、早期治療、早期療育の推進を図っており、乳幼児健康診査や相談事業などを実施しています。今後も継続して各種健康診査の重要性を啓発するとともに、近年増加傾向にある発達障がいを含めた乳幼児の障がいに対応していくため、保健師による訪問指導・相談などのさらなる母子保健事業の充実が求められます。

また、身体の障がいは、事故や生活習慣病の後遺症、難病から障がいになると、後天的原因によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心疾患」によるものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。このように、壮年期以降の疾病等による障がいの発生も多いことから、生活習慣病等の疾病対策も重要な課題となります。

アンケート調査によると、定期検診の受診状況は、「病院などで行われている検診を受けている」の割合が33.7%と最も高く、次いで「市が行っている検診を受けている」(24.1%)となっており、「検診は受けていない」の割合は14.5%となっています。

壮年期以降の健康づくりを推進するために、講演会、教室等を開催して、健康についての意識を高めるとともに、保健事業のさらなる充実を図り、検診等によって疾病の早期発見・早期治療に努める必要があります。

施策内容

項目	内容
① 妊婦・乳幼児健康診査及び事故、疾病の予防を含めた保健指導の充実	<p>妊娠期及び乳幼児期の健康管理、家庭内外での事故の防止対策や、乳幼児に対する感染症予防のための予防接種などを実施します。また、健康診査などを通じて障がいの早期発見に努め、乳児家庭全戸訪問事業、新生児・乳幼児訪問指導における育児相談を充実するなど、状況に応じた育児支援に努めます。</p>
② 障がいの発見から療育へのシステム化の推進	<p>障がいの発見から告知、相談、指導、通園・通所といった治療や療育の流れがスムーズに行われるよう、健康推進課や子ども若者支援課、子育て総合支援センター、障がい児相談支援事業所、幼児保育課、児童発達支援センター、その他社会福祉法人など関係する機関が、相互の事業に関する理解を深め、適切な療育支援につなげる体制強化に努めます。</p>
③ 健康診査、がん検診の充実	<p>後天的な障がいの原因となる心臓疾患、脳血管障がいなどを防ぐため、健康診査やがん検診などを実施し、結果に応じた保健指導を行います。</p>

## (2) 精神保健・医療の適切な提供等

### 現状と課題

障害者総合支援法は、基本方針として「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」を掲げています。退院可能な精神障がい者の地域移行を実現するためには、人権に配慮した適正な精神医療、精神障がいや精神障がい者に対する正しい理解、地域で生活していくための社会資源の活用など、なお多くの課題が残されています。

ヒアリング調査によると、精神障がいのある人は精神状態が不安定なときがあるので、症状に応じて医療機関等と連携が取れるなどの支援が求められています。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、可能な限り地域において医療の提供や支援できる体制を確保していく必要があります。

今後は、退院可能な精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院前後の支援に関する取組の充実を図るため、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

また、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、平成28年3月に「自殺対策基本法」が改正されています。本市においても平成31年3月に「知多市自殺対策計画」を策定し、その計画と連動した取組が求められます。自殺の背景には、うつ病などの心の病気があることも指摘されていることから、抑うつ状態にある段階から、本人またはその家族や友人など身近な方が早期に気づき、専門的な医療機関にかかることができるよう、心の健康に対する普及・啓発や職場のメンタルヘルス対策等によるうつ病の早期発見等、精神保健福祉に対する施策の充実も必要です。

施策内容

項目	内容
① 精神保健サービスの体制整備	<p>訪問看護事業や保健指導、相談などの精神保健サービスは、福祉課、健康推進課、障がい者相談支援センター、保健所、社会福祉協議会、高齢者相談支援センターなどと連携し、障害福祉サービスとともに提供します。</p> <p>また、自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ人材（ゲートキーパー）の養成を行い、地域で見守り支えあうための体制を構築します。</p>
② 精神疾患に対する医療費の助成	<p>自立支援医療（精神障害者通院医療公費負担制度）※利用者の精神疾患にかかる自己負担額の助成とともに、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者のすべての保険診療にかかる自己負担額と3級所持者の精神疾患にかかる入院医療費の助成を行います。</p>
③ 精神障がい者の地域移行支援の推進	<p>精神科病院に長期入院している方（1年以上）や、様々な事情により入院の長期化が見込まれる方などに、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、支援を障がい者相談支援センターを中心に行います。</p>
④ ひきこもりを含む精神障がい者に対する支援	<p>ひきこもり状態にある人やその他精神障がい者の地域生活を支援するため、若者サポート相談やアウトリーチ※支援を実施する機関、地域活動支援センター、障がい者相談支援センター、保健・医療機関等と連携し、支援対象者とその家族等の状態等に応じて対応します。</p>

## 7 雇用・就業の支援

### (1) 障がいのある人の職業的自立の促進

#### 現状と課題

障がいのある人の一般就労や職業的自立を促進するためには、学校教育や福祉施設における取組を強化するとともに、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労に対する不安解消に努め、障がいのある人の能力や障がいの種類や程度に応じた職業リハビリテーション等の機会の拡充等、訓練や就労のための総合支援を今まで以上に充実させる必要があります。

アンケート調査によると、障がいのある人が就労するために必要と思うことでは、「障がいに応じた仕事があること」(47.9%)、「通勤手段の確保」(39.6%)、「働きながら安心して通院できること」(39.2%)、「就労できる事業所が増えること」(38.1%)、「職場で差別や偏見がないこと」(34.8%)などが比較的多い回答としてあげられています。

福祉的就労の場は、一般就労に向けた作業訓練や一般就労が困難な障がいのある人の働く機会を提供する場であるとともに、障がいのある人の相談支援や仲間づくりの場であるなど、社会参加を支援する施設としての役割も果たしています。平成25年4月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの優先的な物品等の調達の推進を図るなど、福祉的就労の場の安定的な施設運営に向けた支援に努める必要があります。

#### 施策内容

項目	内容
① 職業安定機関との連携	知多地域障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所など、関係機関と連携して障がいのある人の就職や自立生活を支援します。
② 施設利用者の一般雇用の促進	就労移行支援事業実施施設などと連携し、施設利用者の一般企業での就労を支援します。作業能力の向上を図り、福祉部門と関係機関との連携を深め、施設利用者の希望や能力を考慮しつつ、一般雇用となるよう働きかけを行います。

## (2) 障がい者雇用機会の拡大の推進

### 現状と課題

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を送るためには就労が重要であるとの考え方のもと、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を発揮することができるよう、障がい者雇用の理解と促進を図り、就業機会の確保に努める必要があります。

アンケート調査によると、現在の就労状況は、「就労している」が22.5%、「就労していない」が70.7%となっています。また、現在就労していない方の今後の就労意向は、「臨時・パート・日雇いで就労したい」(6.5%)、「自宅でできる仕事をしたい」(6.5%)、「一般就労したい」(5.5%)、「自営で就労したい」(0.3%)と約2割に就労意向があります。

平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、雇用の分野において、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障がいのある人が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されています。

さらに、事業主に対して義務付けられている、その雇用する労働者に占める障がい者の割合（法定雇用率）は、令和3年4月1日には、民間企業では2.2%から2.3%へ、国及び地方公共団体では2.5%から2.6%へと引き上げられます。

愛知県における民間企業の障がい者雇用率は、令和元年6月1日現在で2.02%と過去最高を更新していますが、法定雇用率には達していません。障がい者法定雇用率や障がい者雇用促進のための助成金及び援助制度、あるいは税制上の優遇措置についての周知に努め、事業主や同じ職場で働く人々に対して理解を得るための啓発活動を充実し、障がいのある人の雇用の促進と定着を図る必要があります。

施策内容
------

項目	内容
① 市職員への採用	法定雇用率以上の雇用を目標に推進します。
② 市の業務の委託化などの推進	「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、市内障がい者就労施設などからの物品購入や業務委託を進めます。
③ 障がい者雇用の促進への働きかけ	広報ちたなどにより、障がいのある人への理解と雇用の促進を啓発します。市内で新たに工場などの操業を開始する企業に対しては、雇用促進奨励金において、障がいのある市民を新たに雇用した場合の優遇措置を設けることで、積極的な障がい者雇用の働きかけます。
④ 職業安定機関への紹介	就職を希望する人には、障がいのある人の雇用に関する情報を収集・提供している障害者職業センター <sup>※</sup> や公共職業安定所などの職業安定機関を紹介します。
⑤ 就労定着支援事業の推進	就労に伴う環境変化により生じた課題解決等について支援するため、相談員と連携し、積極的に推進します。



## 8 教育・スポーツ・文化活動の推進

### (1) インクルーシブ教育システムの構築

#### 現状と課題

障がいのある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶことをめざすインクルーシブ教育システム<sup>※</sup>の構築には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことができる環境が必要です。

アンケート調査によると、教育環境をよりよくするために望むことは、「通常の学級への受け入れを進めること」(15.0%)、「施設、設備、教材を充実すること」(15.0%)、「子ども同士の理解を深める交流会を増やすこと」(25.0%)との回答があります。

インクルーシブ教育システムの構築に当たっては、障がいのある児童生徒が「基礎的環境整備」や「合理的配慮」を含む必要な支援を受けながら、障がいのない児童生徒と同じ場で共に学ぶことが重要です。また、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る必要があります。



施策内容
------

項目	内容
① 障がいの有無にかかわらず教育を受けることのできる環境の整備	<p>特別支援学級や特別支援学校などの障がいのある児童生徒が小学校や中学校の児童生徒並びに地域社会の人々と活動を共にし、ふれあう機会を積極的に設けるなどの交流教育の充実を図ります。</p> <p>小中学校では、学校施設のバリアフリー化に向け、エレベーターやトイレの改修、多目的トイレの設置を進めます。</p>
② 特別支援学級の担任などの専門性の向上	<p>特別支援学級の担任や生活支援員などの専門性向上のため、専門的な資格を有する特別支援教育指導員を配置し、学校への巡回指導を行います。</p>

## (2) 教育相談、教育支援体制の充実

### 現状と課題

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育の充実を図ることが重要です。

アンケート調査によると、教育環境をよりよくするために望むことは、「障がいの状態に適した指導を行うこと」(70.0%)、「就学相談や進路相談を積極的に行うこと」(35.0%)との回答があります。

障がいのある子どもにとって、その障がいを早期に発見し、発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障がいのある子どもを支える家族に対する支援という観点からも、大きな意義があります。

早期から始まっている支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障がいのある子どもの精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるように移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援ができるよう関係機関の連携が求められています。

### 施策内容

項目	内容
① 教育相談における情報の収集と提供	教育相談で、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、保護者からの様々な相談に応えることができるよう、具体的な情報の収集と提供に努めます。
② 教育相談、教育支援の充実	障がいのある児童生徒やその家族、保護者の不安を取り除き、対象となる児童生徒の発達や成長に合った教育を進めるため、教育上の諸問題についての相談、指導を適切に行う教育相談、教育支援の充実に努めます。
③ 関係機関の連携強化	一貫した教育支援を行うため、幼稚園や保育園、学校、子育て総合支援センター、児童発達支援センターなど支援者間のネットワークづくりに努めます。

## (3) スポーツ、レクリエーションの推進

## 現状と課題

障がいのある人にとってスポーツ・レクリエーションは、自身の健康増進や健康維持、リハビリテーションにも非常に効果的なものとなるとともに、自立を促進する上で、大きな役割を果たします。また、スポーツ・レクリエーションを通じて障がいのある人とない人とが交流し、お互いに理解と認識を深めることから大きな役割を果たしています。さらに、障がい者スポーツは、以前のリハビリテーションの一環という考え方から、生活を豊かにするためのものへと広がってきており、パラリンピック等の競技性の高い障がい者スポーツにおいては、アスリートの育成も推進されています。

また、障がいのある人の場合、介助者なしにスポーツ・レクリエーションに取り組むことは困難な場合があり、個別の力で介助者を確保することは限界があります。障がいのある人がどのような支援を必要としているか把握し、障がいのある人のニーズに応じた支援を行う必要があります。

## 施策内容

項目	内容
① スポーツ、レクリエーションへの参加支援	障がいのある人とない人が共に参加できるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。また、障がい者団体などが実施する各種障がい者スポーツ・レクリエーション事業や各種スポーツ大会への参加費用などを支援します。
② 全国大会等出場者に対する激励金の支給	予選を経て全国大会等に出場する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者に対し、激励金や褒章品を支給し、障がい者に対するスポーツの普及を支援します。

## (4) 文化活動等の推進

### 現状と課題

障がいのある人の文化・芸術活動への参加は、自立と社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために大切なものです。また、単に趣味として生活に潤いを持たせるだけでなく、自身の教養を高め、自己の存在を社会にアピールするための有効な手段でもあり、美術や音楽などにおいては、障がいのある人がその個性を発揮し、文化芸術を生み出す力が評価されてきています。

さらに、活動の際に、障がいのある人とない人とが共に活動することは、地域の人々の障がいのある人に対する理解を得る機会としても重要な役割を果たします。障がいの種別、程度にかかわらず、誰もが気軽に文化・芸術活動に参加できる機会の拡大を図り、障がいのある人が参加しやすい環境を整えるとともに、障がいのある人に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

### 施策内容

項目	内容
① 文化活動参加への支援	公民館事業などに必要に応じて手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、文化活動に参加する場の拡大を図ります。また、障がいのある人が公民館などの講座を受講する場合、付き添う家族に代わる支援として移動支援事業を活用し、支援します。
② 視覚障がい者等の読書環境の整備	中央図書館において、点字図書や録音図書の充実を図るとともに、障がいのある人が図書館を円滑に利用できるよう支援します。

## 第4章

# 第6期知多市障がい福祉計画



## 第4章 第6期知多市障がい福祉計画

### 第1節 基本的理念

本計画は、「第6期知多市障がい福祉計画」に「第2期知多市障がい児福祉計画」を含めて策定するものです。

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」の中で、次のように基本的理念を示しています。この理念に配慮し、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえた上で、今後の障がい福祉施策を推進していきます。

#### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障害福祉サービスの一元的な実施

市を主体とした身近な実施主体において障害福祉サービスを実施するとともに、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと種別ごとに分かれていた制度を、難病患者等も対象として一元的に実施し、サービスの充実を図ります。

#### (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、施設入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② ①の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、早期から身近な地域で支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域の支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築をめざします。

さらに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。



## (6) 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みます。

## (7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。

## 第2節 計画策定における基本的な考え方

国は、基本指針の中で、障害福祉サービスの提供体制の確保、相談支援の提供体制の確保、障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方について、その項目を次のように示しています。国が示した基本指針に準じて、目標を設定し、計画的な整備を行います。

### (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
  - ・ 居宅介護
  - ・ 重度訪問介護
  - ・ 同行援護
  - ・ 行動援護
  - ・ 重度障害者等包括支援
- ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
  - ・ 療育介護
  - ・ 生活介護
  - ・ 短期入所
  - ・ 自立訓練
  - ・ 就労移行支援
  - ・ 就労継続支援
  - ・ 就労定着支援
  - ・ 地域活動支援センター
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

### (2) 相談支援体制の提供体制の確保

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障がいのある人に対する支援
- ④ 関係機関等で構成される協議会の設置

### (3) 障がい児支援の提供体制の確保

- ① 地域支援体制の整備
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
  - ・重症心身障がい児及び医療的ケア児
  - ・強度行動障がいや高次脳機能障がいをもつ障がい児
  - ・虐待を受けた障がい児
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 第3節 知多市の機関と相互連携

障がいのある人に対する総合的なサービスを提供するためには、保健、医療、福祉、教育、雇用、建設など広範な分野における各種施策の相互連携と関係機関のネットワーク化が重要です。

また、国、県はもとより、近隣市町、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、医療機関、福祉施設、地域住民などとの連携も不可欠です。

### (1) 知多市の機関

#### ① 知多市障がい者相談支援センター

「知多市障がい者相談支援センター」は、地域の障がい福祉に関する様々な問題について、障がいのある人などからの相談に対し、情報の提供及び助言など必要な支援をする「障がい者相談支援事業」を行うとともに、平成30年度からは、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門性を有する相談員を配置するなど、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」としての機能を持っています。

知多市障がい者相談支援センターの主な機能は、

- (1) 総合相談・専門相談
  - (2) 地域移行・地域定着
  - (3) 権利擁護・虐待防止
  - (4) 地域の相談支援体制の強化の取組
- などです。

#### ② 知多市障がい児相談支援事業所

「知多市障がい児相談支援事業所」は、相談員が、児童の障害福祉サービスの支給決定に必要な利用計画を作成するほか、障がいや発達に遅れのある児童の生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。平成30年度まで、知多市児童発達支援センター（やまもも園）が在園児の計画を作成する相談支援事業所を併設していましたが、在園児以外の18歳未満の児童に対しての相談を受けするため、保健センター2階に移転し、平成31年4月1日に事業を開始しました。

知多市障がい児相談支援事業所の主な機能は、

- (1) 総合相談
  - (2) サービス利用の計画の作成
  - (3) サービス利用等に関する調整会議
- などです。

③ 知多市障がい者自立支援協議会

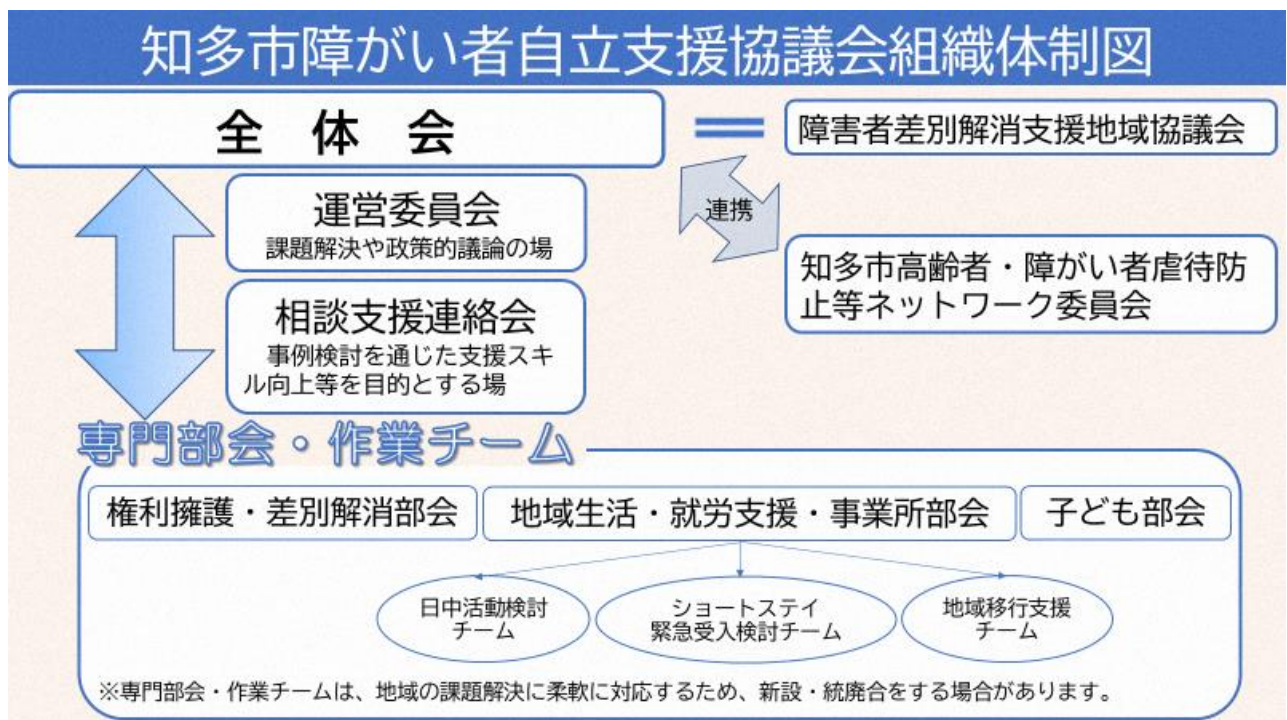
「知多市障がい者自立支援協議会」は、障がいのある人などへの支援体制の整備を図るため、地域の実情に応じた整備について協議を行う場です。

協議会の構成員は、障がいの当事者団体または家族団体の代表者に始まり、権利擁護機関、相談支援事業等障害福祉サービスを担う関係者、保健・医療機関、地域福祉関係者、療育・教育機関、雇用関係機関、市の関係職員と多岐にわたっており、連携のさらなる強化を図るとともに、本計画を的確に推進し、地域全体で障がいのある人を支える力を高めることをめざしています。

知多市障がい者自立支援協議会の主な機能は、

- (1) 障がい者相談支援事業の運営評価
  - (2) 困難事例への対応のあり方に係る協議及び調整
  - (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議
  - (4) 地域の社会資源の開発及び改善
  - (5) 障がい福祉等に関する計画の具現化に向けた協議
  - (6) 障がい者の差別解消の推進
- などです。

また、この協議会を支える体制として、課題解決や政策的議論の場である運営委員会や必要な資料の収集、調査及び研究を行う専門部会を設置して、協議会への提案事項を検討していきます。



## (2) 相互連携

### ① 保健、医療と福祉

保健サービス、医療サービス、福祉サービスの連携を推進するため、保健所、保健センター、医療機関、社会福祉法人、NPO、福祉施設等との連携を強化します。

### ② 教育と保健、医療、福祉

障がいの予防や早期発見、障がいのある未就学の児童の早期療育のため、教育委員会、保健所、保健センター、医療機関、児童・障害者相談センター、子ども若者支援課、子育て総合支援センター、児童発達支援センター、社会福祉法人、NPO、幼稚園、保育園、福祉施設等の連携を強化します。また、必要に応じて本人、保護者、教職員、医療関係者、福祉関係者などの意見交換会や情報交換会などを開催します。

特別支援学校、特別支援学級などの教育支援について、児童・障害者相談センターなどとの連携を図ります。

### ③ 雇用と教育、福祉

一般雇用が困難な人の福祉的就労を促進します。また、就労移行支援事業の利用者など一般雇用をめざす人には、民間企業、公共職業安定所、知多地域障害者就業・生活支援センター、施設等と連携を図り、支援します。

また、特別支援学校の特殊教育機関の卒業生の職業指導、進路指導などについては、民間企業、公共職業安定所、教育委員会、福祉関係機関が連携して進めます。

### ④ 県及び近隣市町との連携

障がいのある人に対する施策については、本市単独では対応できないものが多く、様々なサービスを展開する上でも、県との協力体制の充実を図る必要があります。現在、県の主導によって、知多半島5市5町と相談支援事業者の連絡会議が定期的開催されており、今後とも密接な連携に努めます。

福祉施策については、近隣市町との連携が大切であり、判断能力の低下した人の権利擁護を推進するため、成年後見利用促進事業を知多半島5市5町が共同でNPOに業務を委託して実施しています。このほかにも、肢体不自由児通園施設、医療的ケア児支援施設のように、本市単独での整備が困難な施設があり、今後こうした協力関係を維持し、連携を深めるとともに、知多半島障害保健福祉圏域（知多半島5市5町）などでも広域調整を行っていきます。

⑤ 関係団体などとの連携

保健サービス、福祉サービスの提供や障がいのある人に配慮したまちづくりの推進については、障がい者団体、ボランティアグループ、NPO、医師会、歯科医師会、薬剤師会、経済団体、民間企業、医療機関、社会福祉協議会などの協力が不可欠であり、連携に努めます。

また、障がいのある人ができる限り住み慣れた場所で安心して暮らし続けるには、地域福祉の推進が重要です。そのため、今後も社会福祉協議会と共に、民生委員児童委員、駐在員、スポーツ推進委員、土木専門委員、コミュニティを始めとする地域住民などとの連携に努めます。



## 第4節 令和5年度までにめざす数値目標の設定

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、本計画期間において、「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行すること」、「令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上削減すること」を目標として設定しています。

本市では、地域の実情を踏まえ、入所者数の削減目標を1人、地域生活移行者数の目標を2人と設定します。

#### ◆施設入所者の地域生活への移行

目標1 施設入所者の地域生活への移行		
令和元年度末実績	令和元年度末時点の入所者数 (A)	34人
見込み	令和5年度末の施設入所者数 (B)	33人
目標値	令和5年度末までの削減見込 (A-B)	1人
目標値	令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

### (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

本市では、複数の機関が分担して地域生活支援拠点の機能を担う面的整備を進め、市全域で1つ確保しています。その事業の実施状況について、年1回、障がい者自立支援協議会において運用状況の検証を行います。

#### ◆地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
目標値	年1回、障がい者自立支援協議会で検証	実施



### (3) 福祉施設利用者の一般就労への移行等

国の基本指針では、「福祉施設から一般就労への移行」について、就労移行支援事業等の利用を経て、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数が、令和5年度には令和元年度の1.27倍以上になること」を目標として設定し、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、それぞれ一般就労に移行する者の目標値を定めています。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとしています。就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、「令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する」、就労定着支援事業の就労定着率については、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする」ことを目標値として定めています。

本市では、地域の実情を踏まえ、令和5年度において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数は17人」と設定します。また、就労移行支援事業による一般就労移行者数を9人、就労継続支援A型事業による一般就労移行者数を2人、就労継続支援B型事業による一般就労移行者数を2人と設定します。

また、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合を7割、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を7割以上と設定します。

#### ◆福祉施設から一般就労への移行

目標3 福祉施設から一般就労への移行		
令和元年度実績	令和元年度現在の年間一般就労移行者数	13人
目標値	令和5年度の年間延べ一般就労移行者数	17人
目標値	就労移行支援事業による一般就労移行者数	9人
目標値	就労継続支援A型事業による一般就労移行者数	2人
目標値	就労継続支援B型事業による一般就労移行者数	2人
目標値	一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合	7割
目標値	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上

#### (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和5年度末までに、「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置」、「すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築」することを目標として設定しています。

また、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保」することを目標として設定しています。

さらに、医療的ケア児支援のため、「各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置」することを目標として設定しています。

本市では、市直営の児童発達支援センター（やまもも園）が1箇所あり、保育所等訪問支援事業も実施しています。

重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービス事業所は市内に2箇所ありますが、重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所は市内にないため、引き続き圏域での施設利用協定等に基づき支援の確保に努めるとともに、受入れ意向を有する事業者の把握に努め、情報提供を行うなど事業者の参入を促していきます。

さらに、医療的ケア児支援のため、関係機関が連携を図るための協議の場として、知多市障がい者自立支援協議会子ども部会があり、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、平成30年度より配置しています。

#### ◆障がい児支援の提供体制の整備等

目標4 障がい児支援の提供体制の整備等		
目標値	令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置	1箇所設置済
目標値	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築済
目標値	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保	1箇所以上確保
目標値	令和5年度末までに医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議の場設置済 コーディネーター配置済

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、「障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み」、「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み」、「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み」、「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み」を目標として設定しています。

本市では、障がい者相談支援センターが、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談支援連絡会を設置し、市内の相談員の知識や資質の向上に努めます。

### ◆相談支援体制の充実・強化等

目標5 相談支援体制の充実・強化等		
目標値	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	実施
目標値	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み	12件/年
目標値	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み	15件/年
目標値	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 の見込み	15回/年

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み」、「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み」、を設定し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目標として設定しています。

本市では、障害者総合支援法の理解を促進するため、県や事業者などが行う障害福祉サービス等に係る研修に積極的に参加するとともに、知多半島圏域の会議においても、5市5町で情報連携を密にすることで、適切にサービスを提供できるよう努めます。

また、自立支援審査支払等システムなどによる審査結果を有効に活用し、給付費の請求事務を適正に行うことで、市や障害福祉サービス事業所等の事務負担軽減を図ることができ、サービス提供やその他関連業務に注力し、質の向上につながる考えられます。本市では、審査支払チェックシステムの活用に加え、障がい者自立支援協議会において審査結果を共有するなど、体制の強化を推進します。

### ◆障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
目標値	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	10人/年
目標値	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み	12回/年

## 第5節 自立支援給付

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、次の5つです。

なお、本市の令和5年度末の精神科病棟における長期入院患者の地域移行に伴う福祉サービス等の利用者を、県の算定を元に65歳以上で13人、65歳未満で12人と定めます。この利用者数も勘案し、障がい福祉サービスの利用量を見込みます。

- ・居宅介護 …自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行う身体介護と通院介助及び家事援助を行います。
- ・重度訪問介護 …重度の肢体不自由者または重度の知的障がいなどにより、行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的支援を行うとともに、病院に入院している人などに対して、意思疎通の支援などを行います。
- ・同行援護 …視覚障がいのある人の外出などの支援を行います。
- ・行動援護 …自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
- ・重度障害者等包括支援 …介護の必要性が非常に高い人への、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

<訪問系サービスの実績>

◆居宅介護の実績

(単位：人、時間)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体介護 (通院介助を含む)	人数	84	83	84
	時間数	14,314.5	16,609.5	15,935.0
内 訳	身体障がい者	人数	17	17
		時間数	6,038.0	7,437.5
	知的障がい者	人数	35	28
		時間数	4,575.5	4,524.5
	精神障がい者	人数	27	32
		時間数	2,533.5	3,219.0
	難病	人数	0	0
		時間	0	0
障がい児	人数	5	6	
	時間数	1,167.5	1,428.5	
家事援助		人数	34	31
		時間数	4,412.75	3,504.5
内 訳	身体障がい者	人数	11	11
		時間数	2,116.5	1,748.75
	知的障がい者	人数	14	12
		時間数	1,329.75	1,085.0
	精神障がい者	人数	9	7
		時間数	966.5	617.75
	難病	人数	0	1
		時間	0	53.0
障がい児	人数	0	0	
	時間数	0	0	
居宅介護計		人数	118	114
		時間数	18,727.25	20,114.0

※人数は各年度 10 月実績・令和 2 年度は見込み

◆重度訪問介護の実績

(単位：人、時間)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
重度訪問介護	人数	2	1	1
	時間数	323.0	311.5	5,417.0

※人数は各年度 10 月実績・令和 2 年度は見込み

◆同行援護の実績

(単位：人、時間)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
同行援護	人数	4	5	6
	時間数	453.0	358.5	325.0

※人数は各年度 10 月実績・令和 2 年度は見込み

## ◆行動援護の実績

(単位：人、時間)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
行動援護	人数	18	16	14	
	時間数	4,980.0	6,258.0	4,836.0	
内 訳	知的障がい者	人数	16	15	14
		時間数	3,590.5	5,208.0	4,836.0
	精神障がい者	人数	1	1	0
		時間数	1,357.0	1,021.5	0
	障がい児	人数	1	0	0
		時間数	32.5	28.5	0

※人数は各年度 10 月実績・令和 2 年度は見込み

※行動援護は身体障がい者を含まない

## &lt;訪問系サービスの方策と見込量&gt;

訪問系サービスは、地域での自立した生活に欠かせないものです。今後の利用見込量については、これまでの利用実績や令和 2 年度から世界的に流行している「新型コロナウイルス感染症」の影響を考慮しましたが、利用者、利用時間共に伸びていくと予測されるため、サービス提供事業者や相談支援事業所との連携を密にして、必要なサービスが提供できるよう努めていきます。

## ◇訪問系サービスの見込量

種 別		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	利用量／年（時間）	18,883	19,826	21,285
	利用量／月（時間）	1,573	1,652	1,773
	実利用者数／月（人）	110	112	114
	市内事業所数（箇所）	11	11	11
重度訪問介護	利用量／年（時間）	5,471	5,471	5,471
	利用量／月（時間）	456	456	456
	実利用者数／月（人）	2	2	2
	市内事業所数（箇所）	9	9	9
同行援護	利用量／年（時間）	297	297	297
	利用量／月（時間）	25	25	25
	実利用者数／月（人）	5	5	5
	市内事業所数（箇所）	4	4	4
行動援護	利用量／年（時間）	5,441	5,441	5,441
	利用量／月（時間）	453	453	453
	実利用者数／月（人）	12	12	12
	市内事業所数（箇所）	2	2	2
重度障害者等包括支援	利用量／年（時間）	0	0	0
	利用量／月（時間）	0	0	0
	実利用者数／月（人）	0	0	0
	市内事業所数（箇所）	0	0	0
合計	利用量／年（時間）	30,092	31,035	32,494
	利用量／月（時間）	2,507	2,586	2,707
	実利用者数／月（人）	129	131	133
	市内事業所数（箇所）	26	26	26

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、次の7つです。

- ・生活介護 …常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
- ・自立訓練 …自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を実施します。機能訓練、生活訓練があります。
- ・就労移行支援 …一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。
- ・就労継続支援 …一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施、A型(雇用型)とB型(福祉就労型)があります。
- ・就労定着支援 …就労移行支援などの利用を経て、一般就労に移行したが、環境変化によって生活面の課題が生じている人に、課題解決に向けて、企業や関係機関との連絡調整や指導・助言等の支援をします。
- ・療養介護 …医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援をします。  
(医療機関への入院と併せて実施)
- ・短期入所 …自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを実施します。



<日中活動系サービスの実績>

◆生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の実績 (単位：人)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活介護		172	170	170
内 訳	身体障がい者	17	18	18
	知的障がい者	154	151	151
	精神障がい者	1	1	1
自立訓練（機能訓練）		0	0	0
内 訳	身体障がい者	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0
自立訓練（生活訓練）		6	3	1
内 訳	身体障がい者	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0
	精神障がい者	6	3	1
就労移行支援		39	36	30
内 訳	身体障がい者	2	1	2
	知的障がい者	12	10	10
	精神障がい者	25	25	18
就労継続支援A型		31	29	22
内 訳	身体障がい者	9	8	7
	知的障がい者	3	2	3
	精神障がい者	18	18	12
	難病患者	1	1	0
就労継続支援B型		114	129	121
内 訳	身体障がい者	11	16	19
	知的障がい者	49	52	51
	精神障がい者	54	60	50
	難病患者	0	1	1
就労定着支援		8	9	10
内 訳	身体障がい者	1	2	2
	知的障がい者	1	1	1
	精神障がい者	6	6	7

※令和2年度は見込み

◆療養介護の実績 (単位：人)

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
療養介護	6	4	4

※令和2年度は見込み

◆短期入所（福祉型）の実績 （単位：日）

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
短期入所（福祉型）		2,151	2,027	2,033
内 訳	身体障がい者	227	300	263
	知的障がい者	1,803	1,692	1,692
	精神障がい者	6	2	4
	障がい児	115	33	74

※令和2年度は見込み

◆短期入所（医療型）の実績 （単位：日）

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
短期入所（医療型）		185	183	183
内 訳	身体障がい者	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0
	障がい児	185	183	183

※令和2年度は見込み

<日中活動系サービスの方策と見込量>

障害者総合支援法では、施設から地域への移行を進めるとともに、日中活動系サービスの希望者へのサービス提供の保障を掲げています。このため、施設形態も日中と夜間に分離させ、今まで施設が利用できなかった人も利用できるよう、より柔軟な対応が可能となりました。知多市では社会福祉法人に運営を委託して、障がい者活動センターやまもも第2において、知的障がい者を主な対象として、生活介護、就労継続支援B型の事業を実施しており、同法人が運営するなごみ苑及びやまもも第1においても生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型を実施しています。これらの施設には、利用者の利便向上のため、送迎バスを運行していますが、市はこの費用を支援するとともに、なごみ苑については、重度者の受入れのための体制の強化についても支援を行っています。

通所施設の利用は、特別支援学校の卒業生が今後も毎年10人前後見込まれるなど、増加すると考えられます。これら3施設は、面積の規模は新たな利用者に対応できるものとなっていますが、施設の定員増が利用者や運営に与える影響等を今後検討していく必要があります。

また、現在、精神障がい者を主な対象として、就労継続支援B型の事業を実施する社会福祉法人の運営を東海市、常滑市とともに支援しています。市内に事業所の分場を展開されており、今後の利用状況を見守っていきます。

今後も引き続き、これらの施設の運営体制を支援し、利用者の状況にあわせたサ

ービスが提供されるよう努めていきます。

一方、家族と地域で生活している人には、介護者が病気の時などの一時的な生活の場として、短期入所事業の利用が必要です。今後も利用の促進を図るとともに、支援方法を検討していきます。

◇生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援の見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用量／年（日）	36,937	37,102	37,268
	利用量／月（日）	3,078	3,092	3,106
	実利用者数／月（人）	171	172	173
	市内事業所数（箇所）	5	5	5
自立訓練（機能訓練）	利用量／年（日）	0	0	0
	利用量／月（日）	0	0	0
	実利用者数／月（人）	0	0	0
	市内事業所数（箇所）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用量／年（日）	91	91	91
	利用量／月（日）	8	8	8
	実利用者数／月（人）	1	1	1
	市内事業所数（箇所）	0	0	0
就労移行支援	利用量／年（日）	4,848	5,009	5,175
	利用量／月（日）	404	417	431
	実利用者数／月（人）	31	32	33
	市内事業所数（箇所）	2	2	2
就労継続支援（A型）	利用量／年（日）	4,609	4,818	5,036
	利用量／月（日）	384	402	420
	実利用者数／月（人）	23	24	25
	市内事業所数（箇所）	0	0	0
就労継続支援（B型）	利用量／年（日）	21,296	22,445	23,656
	利用量／月（日）	1,775	1,870	1,971
	実利用者数／月（人）	122	123	124
	市内事業所数（箇所）	5	5	5
就労定着支援	利用量／年（日）	90	93	96
	利用量／月（日）	8	9	10
	実利用者数／月（人）	10	11	12
	市内事業所数（箇所）	0	0	0

※就労継続支援でA型は雇用型、B型は非雇用型

◇療養介護の見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	実利用者数／月（人）	4	4	4
	市内事業所数（箇所）	0	0	0

◇短期入所の見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	利用量／年（日）	2,180	2,256	2,333
	利用量／月（日）	181	188	194
	実利用者数／月（人）	57	59	61
	市内事業所数（箇所）	2	2	2
短期入所（医療型）	利用量／年（日）	183	183	183
	利用量／月（日）	15	15	15
	実利用者数／月（人）	4	4	4
	市内事業所数（箇所）	0	0	0

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、次の3つです。

- ・自立生活援助 …施設やグループホーム等を利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、定期的に訪問して日常生活の課題の確認や助言、連絡調整等を行うほか、訪問・電話・メール等による随時の対応も行います。
- ・共同生活援助（グループホーム） …共同生活を行う住居で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護、相談や日常生活の援助を受けます。日中は、就労するか、生活介護、就労継続支援などのサービスを利用します。
- ・施設入所支援 …利用者は施設で生活し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を受けます。日中は、生活介護などのサービスを利用します。

<居住系サービスの実績>

◆自立生活援助の実績

(単位：人)

種 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助		0	0	0
内 訳	身体障がい者	0	0	0
	知的障がい者	0	0	0
	精神障がい者	0	0	0

※令和2年度は見込み

## ◆共同生活援助の実績

(単位：人)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同生活援助		66	67	67
内 訳	身体障がい者	1	1	1
	知的障がい者	50	56	56
	精神障がい者	15	10	10

※令和2年度は見込み

## ◆施設入所支援の実績

(単位：人)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設入所支援		34	34	34
内 訳	身体障がい者	8	8	8
	知的障がい者	26	26	26
	精神障がい者	0	0	0

※令和2年度は見込み

## &lt;居住系サービスの方策と見込量&gt;

地域生活の基盤となる地域での受入体制の充実は、施設入所や入院から地域生活への移行をめざす人だけではなく、現在、地域で保護者と生活している障がいのある人が、将来も引き続き地域で生活していくためにも重要です。具体的には、障がいに対する理解を深めていく広報啓発、日常生活の様々な問題に応える相談支援体制、日中活動の場となる通所施設や生活の場となるグループホームなど、これらの整備・充実があげられます。

自立生活援助は、施設やグループホームから地域でひとり暮らしを希望する障がいのある人等を対象としています。これまでに利用実績はありませんが、障がいのある人の地域移行を進める際には、このサービスの利用を含め、成年後見センター、相談支援センター、居宅介護事業所等関係機関と連携し、その暮らしを支援していきます。

グループホームについては、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、市の遊休施設を活用した社会福祉法人による整備を支援していますが、保護者の高齢化や地域移行の促進により、今後も利用希望は増え続けると考えられます。

現在、小規模なグループホームの運営については、利用者が通所施設等に通わない土・日曜日の運営に対し、障害者共同生活援助事業費補助金を支給し、県と共に支援しています。また、平成 25 年 10 月からグループホームの家賃について自立支援給付としての助成を行っています。

グループホームは、今後も地域生活の最も中心的な役割を果たす施設であり、その整備方法や運営中の支援について引き続き検討していきます。

◇居住系サービスの見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数/月(人) (うち精神障がい者)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	市内事業所数(箇所)	0	0	0
共同生活援助	実利用者数/月(人) (うち精神障がい者)	68 (10)	69 (10)	70 (10)
	市内事業所数(箇所)	6	6	6
	定員(人)	71	71	71
施設入所支援	実利用者数/月(人)	34	34	33
	市内事業所数(箇所)	0	0	0

(4) 相談支援

相談支援は、次の3つです。

- ・ 計画相談支援 …すべてのサービス利用者とその状況、置かれている環境などを  
 勘案し利用するサービス内容などを定めたサービス利用計画の  
 策定等を行います。
- ・ 地域移行支援 …福祉施設の入所者や入院中の精神障がい者に対し住居の確保、  
 地域生活の準備や福祉サービスの見学、体験のための外出の同  
 行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談  
 などの支援を行います。
- ・ 地域定着支援 …地域で単身で生活している障がいのある人や、家族の状況など  
 により同居している家族の支援を受けられない障がいのある人  
 について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して  
 生じた緊急の事態において相談などの支援を行います。

<計画相談支援等の実績>

◆計画相談支援等の実績

(単位：人)

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	251	233	233
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

※各年度末現在・令和2年度は見込み

<計画相談支援等の方策と見込量>

障がい者支援施設等に入所している人、または、精神科病院に入院している人などの「施設から地域へ」を支援する地域移行支援事業や、「地域生活の継続」を支援する地域定着支援事業は、障がいのある人が地域で自分らしく暮らすために必要な支援であり、本市では、事業を行う意向を有する事業者に対して、積極的に情報提供を行い、市内事業所の開設を働きかけていきます。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、保健、医療及び福祉関係者などにより構成される障がい者自立支援協議会で、支援体制の構築について協議していきます。

◇計画相談支援等の見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数／年（人）	235	237	239
	実利用者数／月（人）	44	46	48
	市内事業所数（箇所）	3	3	3
地域移行支援	実利用者数／年（人） （うち精神障がい者）	24 (12)	24 (12)	24 (12)
	実利用者数／月（人）	2	2	2
	市内事業所数（箇所）	1	1	1
地域定着支援	実利用者数／年（人） （うち精神障がい者）	24 (12)	24 (12)	24 (12)
	実利用者数／月（人）	2	2	2
	市内事業所数（箇所）	1	1	1

◇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた見込み

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（1年間）	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	18人 （当事者・家族3、権利擁護1、事業所4、保健・医療2、地域福祉2、療育・教育2、雇用1、市2、県地域アドバイザー1）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回

## 第6節 障がい児支援

### (1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、次の5つです。

- ・ 児 童 発 達 支 援 (福祉型児童発達支援) …集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
- ・ 医 療 型 児 童 発 達 支 援 …肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学の児童に対し、児童発達支援や治療を行います。
- ・ 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス …学校に就学しており、授業の終了後または夏休みなどの休業日に支援が必要と認められる児童に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
- ・ 保 育 所 等 訪 問 支 援 …対象児童が通っている保育所などを訪問して集団生活への適応のための専門的な支援などを行うとともに、児童への支援を通して保育所などへの指導、助言を行います。
- ・ 居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援 …重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

#### <障害児通所支援の実績>

##### ◆児童発達支援の実績

(単位：人、日)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人数	83	89	95
	日数	7,211	7,768	8,000

※令和2年度は見込み



◆医療型児童発達支援の実績 (単位：人、日)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療型児童発達支援	人数	0	0	0
	日数	0	0	0

※令和2年度は見込み

◆放課後等デイサービスの実績 (単位：人、日)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
放課後等デイサービス	人数	102	123	130
	日数	13,049	16,133	18,000

※令和2年度は見込み

◆保育所等訪問支援の実績 (単位：人、日)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保育所等訪問支援	人数	19	20	25
	日数	89	78	90

※令和2年度は見込み

◆居宅訪問型児童発達支援の実績 (単位：人、日)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅訪問型児童発達支援	人数	0	0	0
	日数	0	0	0

※令和2年度は見込み

◆利用事業所数 (単位：箇所)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童発達支援		19	19	24
内 訳	市内	2	3	8
	知多半島圏域	11	9	9
	その他	6	7	7
放課後等デイサービス		42	45	47
内 訳	市内	4	6	8
	知多半島圏域	29	30	30
	その他	9	9	9
保育所等訪問支援		2	3	4
内 訳	市内	1	1	2
	知多半島圏域	1	1	1
	その他	0	1	1

※各年度未現在・令和2年度は見込み

◆サービス種別、主たる障がい種別支給決定人数の状況 (単位：人)

サービス種別	支給決定人数								
	総 数	主たる障がい種別内訳							
		知的障がい	肢体不自由	精神障がい	視覚障がい	聴覚・言語障がい	重症心身障がい	発達障がい	発達障がいの疑い
児童発達支援	71	15	0	0	0	1	1	9	45
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	141	72	4	6	1	0	6	36	16
保育所等訪問支援	32	5	2	0	0	0	1	5	19
計	244	92	6	6	1	1	8	50	80

※令和2年4月1日現在

※「発達障がい」は、支給決定時に診断名がある場合に計上

※「発達障がいの疑い」は、医師などの意見書等により支給決定した場合に計上

※複数のサービスを利用する場合は、それぞれのサービス種別ごとに重複計上

<障害児通所支援の方策と見込量>

児童発達支援については、市直営の児童発達支援センターが1箇所あり、保育所等訪問支援も実施しています。市内には令和2年8月末現在で民間の児童発達支援事業所が2箇所あります。

児童発達支援は、児童発達支援センターの定員拡大を行ったため、令和3年度以降の見込量を増やしました。

医療型児童発達支援は、知多半島圏域に事業所がないことから、令和3年度以降の利用はないと見込んでいます。

◇児童発達支援の見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用量/年(日)	8,300	8,300	8,300
	利用量/月(日)	692	692	692
	実利用者数/年(人)	100	100	100
	実利用者数/月(人)	65	65	65

放課後等デイサービスは、市内及び市外事業所の増加にともない、年々実利用者数、利用量ともに大幅に増えています。

放課後等デイサービスは、平成26年度末に民間の事業所が初めて開所し、以降順次増加し、令和2年8月末で市内6事業所となりましたが、半田・ひいらぎ特別支援学校のある半田市内の事業所をはじめ、知多半島圏域の事業所の利用割合も高く、今後も利用量の増加が見込まれます。

## ◇放課後等デイサービスの見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用量／年（日）	19,000	19,000	19,000
	利用量／月（日）	1,583	1,583	1,583
	実利用者数／年（人）	140	140	140
	実利用者数／月（人）	120	120	120

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターが実施しているほか、令和2年度から民間の事業所がサービス提供を開始しました。今後も利用ニーズに応えるため、事業を行う意向を有する事業者に対して、積極的な情報提供に努めます。

## ◇保育所等訪問支援の見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用量／年（日）	120	120	120
	利用量／月（日）	10	10	10
	実利用者数／年（人）	25	25	25
	実利用者数／月（人）	10	10	10

居宅訪問型児童発達支援は、知多半島圏域に事業所がないことから、令和3年度以降の利用はないと見込んでいます。ただし、利用ニーズは潜在的にあると思われるため、サービス提供に向けて情報収集に努めます。

## (2) 障害児相談支援

障害児相談支援は、次のとおりです。

- ・障害児相談支援 …通所支援の支給決定に必要な障害児支援利用計画を保護者が指定障害児相談支援事業所に依頼して作成します。

### <障害児相談支援の実績>

#### ◆障害児相談支援の実績 (単位：人)

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害児相談支援	66	112	175

※令和2年度は見込み

#### ◆利用事業所数 (単位：箇所)

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
障害児相談支援	7	9	11	
内 訳	市内	1	2	3
	知多半島圏域	4	4	5
	その他	2	3	3

※各年度末現在・令和2年度は見込み

#### ◆障がい児の計画作成状況

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
支給決定人数	182 人	195 人	240 人
計画作成	182 件	195 件	240 件
セルフプラン	118 件	89 件	65 件
セルフプランの割合	64.8%	45.6%	27.1%

※令和2年度は見込み

## &lt;障害児相談支援の方策と見込量&gt;

知多市は知多半島圏域の中でも、保護者自らが作成する利用計画「セルフプラン」の割合が非常に高くなっていましたが、平成31年4月に相談支援体制を拡充し、知多市障がい児相談支援事業所を開設したことで、徐々にセルフプランの割合は低くなってきています。市外の相談支援事業所で計画作成している児童も一部いるため、今後も相談支援事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報提供を行うなど事業者の参入を促し、新たに事業所を指定していきます。見込量は、市内障害児通所支援事業所の増加による利用者数の増加を見込み、増やしています。

障害児相談支援を利用している児童のモニタリング設定期間は、令和2年8月末現在87%の児童が5か月または6か月で、1人当たり年度2回の利用量となっています。

## ◇障害児相談支援の見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実利用者数／年（人）	180	185	190
	実利用者数／月（人）	15	16	17

### (3) 福祉型・医療型障害児入所支援

福祉型・医療型障害児入所支援は、次のとおりです。

- ・福祉型・医療型障害児入所支援 …福祉型は心身に障がいのある児童に対し、日常生活の指導や知識技能の入所支援付与を行い、医療型は重症心身障がい児や肢体不自由児に対し、自立をめざした指導や治療を行います。

#### <福祉型・医療型障害児入所支援の実績>

#### ◆福祉型・医療型障害児入所支援の実績 (単位：人)

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
福祉型障害児入所支援	4	6	6
医療型障害児入所支援	1	1	1

※福祉型は措置、医療型は契約による入所児童数・令和2年度は見込み

#### <福祉型・医療型障害児入所支援の方策と見込量>

入所支援の見込量は、現在の入所人数から年齢到達による退所人数を見込んでいます。

障害児入所支援については、所管する県と連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力し、入所時から退所後の支援を見据え、円滑な支援の移行が図られるよう、連絡調整を図っていく必要があります。

#### ◇福祉型・医療型障害児入所支援の見込量

種 別		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉型障害児入所支援	実利用者数/年 (人)	6	6	6
医療型障害児入所支援	実利用者数/月 (人)	0	0	0

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉その他支援を行う機関との連絡調整を行うため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

< 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置実績 >

◆医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置実績

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1 人	2 人	2 人

< 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の方策と見込量 >

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き医療的ケア児は増加傾向にあります。

今後、個々のケースに迅速に対応するため、情報共有の仕方や各機関の役割分担を整理し、多職種が連携した在宅生活の支援体制づくりを進めていく中で、医療と福祉をつなぐ「医療的ケア児等コーディネーター」（「医療的ケア児等」とは、医療的ケア児と重症心身障がい児をいいます。）を1名以上配置し、退院後の育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談窓口を明確にします。

◇医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の見込量

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2 人	2 人	2 人

(5) その他の支援

<保育所等や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの実績>

◆保育所等や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの実績

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保育所等	93 人	123 人	130 人
放課後児童クラブ	12 人	12 人	12 人

※令和 2 年度は見込み

<保育所等や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの方策と見込量>

保育所等や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの体制整備についての見込量は、利用ニーズはあるものの、受入れに当たっての施設改修や保育士・指導員の配置等を必要とするため、現在の受入れ数から放課後児童クラブにおいて微増を見込みました。利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができ、保護者の就労も支援できるよう、今後、保育所等や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ体制の充実を図ります。

◇保育所等や放課後児童クラブにおける障がい児の受入れの見込量

種 別		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等	人数/月	130 人	130 人	130 人
放課後児童クラブ	人数/月	20 人	20 人	20 人

<ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム、ペアレントメンター※>

言葉が遅い、衝動的で落ち着きがないなど、子どもの発達に不安を持った親と子のためのフォローアップ親子教室を、子育て総合支援センターで開催しています。子どもが遊びを通して、人とふれあう楽しさを感じ、親が生活習慣の自立を促すためのその子にあったかかわりを学びます。

また、県の障害児等療育支援事業において実施される知多半島圏域保護者療育研修会をはじめとした支援プログラムや県の医療療育総合センター等において実施されるペアレントメンターに関する研修の周知を図っていきます。



## 第7節 地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が地域で暮らすためには、地域住民に対し、その理解を深めるための研修や啓発が必要です。本市では、広報や福祉フェスティバルなどを通じて障がい者福祉に関する理解促進、啓発を行うとともに、社会福祉協議会を支援し、福祉教室等を通じて理解促進、啓発を図っていきます。

#### ◆理解促進研修・啓発事業の実績

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

#### ◇理解促進研修・啓発事業の見込量

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

### (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族の自発的な取組を支援しています。これまで、県スポーツ大会への参加や障がい者団体が実施する社会参加訓練事業などに対する支援や、全国大会等出場者に対する激励金の支給などを行ってきました。自発的な取組にはこれらの支援は必要不可欠であり、今後も引き続き実施していきます。

#### ◆自発的活動支援事業の実績

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

#### ◇自発的活動支援事業の見込量

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

### (3) 相談支援事業

障害者総合支援法では、障がいのある人が障害福祉サービスなどを利用しながら、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、本人、家族及びその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、権利擁護のための必要な援助として相談支援事業を行うこととしています。

#### ◆相談支援事業の実績

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業			
障がい者相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
住居入居等支援事業	未実施	未実施	未実施

#### ◇相談支援事業の見込量

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業			
障がい者相談支援事業	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
住居入居等支援事業	—	—	—

① 障がい者相談

障がい者相談支援センターを設置し、市内の社会福祉法人とNPO法人に委託して実施しています。また、健康推進課（保健センター）で保健師による相談と精神保健福祉士による「こころの健康相談」を実施するとともに、福祉課窓口などで障がいのある人の様々な相談に応じています。

◆障がい者相談支援センターにおける相談実績

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	8,369 件	12,156 件	12,000 件
相談支援事業実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※令和2年度は見込み

◇障がい者相談支援センターにおける相談見込量

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数	12,000 件	12,000 件	12,000 件
相談支援事業実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◆健康推進課（保健センター）における相談実績

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
こころの健康相談	13 人	9 人	12 人
健康なんでも相談（精神分）	323 件	340 件	360 件

※「健康なんでも相談(精神分)」は、面接・電話・訪問による件数

※令和2年度は見込み

◇健康推進課（保健センター）における相談見込量

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
こころの健康相談	13 人	14 人	15 人
健康なんでも相談（精神分）	380 件	400 件	420 件

② 障がい児相談

健康推進課（保健センター）は、乳幼児健康診査等の事業で発育発達に遅れや心配のある乳幼児の相談を受けています。また、必要に応じて、子育て総合支援センター、児童発達支援センター、保育園・幼稚園などの支援の場へとつなげます。

障害児通所支援等については子ども若者支援課が、障害福祉サービス等については福祉課が、申請窓口としてサービス利用における相談に応じ、支援を行っています。

今後も、障がい児相談支援事業所が中心となり、障がい児の相談支援体制の確立と内容の充実を図っていきます。

◆健康推進課（保健センター）の事業実績

（単位：人）

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
くじらの会	297	245	250
らっこの会	242	208	210
すくすくクリニック	77	79	80
虹色ちたっこ相談	104	160	

※延べ人数、令和2年度は見込み

\*くじらの会・らっこの会（幼児健康診査事後指導教室）

子どもの精神発達面や保育面が心配なケースに対して、子どもの発達状況・保育状況を把握し、支援の方向性を決める場とする。また、親が子どもに対して、どのような関わりが必要かを認識できる場を提供する。

\*すくすくクリニック（要経過観察児健康診査）

運動・精神発達や発育などの相談に応じ、医療機関など専門機関の情報を提供する場で、対象は未就学児。医師、心理相談員が対応

\*虹色ちたっこ相談（幼児発達支援事業）

集団生活に支援が必要と思われる児童の就学移行相談。保護者や園からの依頼により、市内保育園・幼稚園を巡回する相談事業で、医療や専門機関、就学時相談等へつながる機会にする。対象は年長児・年中児。発達相談員が対応。令和2年度からは児童発達支援センターが実施

◆子育て総合支援センターの事業実績

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
家庭児童相談件数	4,574 件	5,043 件	5,100 件
（うち発育・発達の相談）	(876 件)	(822 件)	(850 件)
子育てコーディネーター相談件数	1,429 件	755 件	800 件
フォローアップ親子教室	559 人	641 人	450 人

※延べ件数・人数、令和2年度は見込み

\*子育てコーディネーター

平成 28 年度から子育て総合支援センターに配置。子育ての相談に応じ、個別ニーズを把握し、幼稚園・保育園等の施設や子育て支援等のサービスを円滑に利用できるよう、情報集約・提供、利用支援、専門機関への紹介などを行う相談員

\*フォローアップ親子教室

子育てや児童の発達に心配のある親子を対象に、遊び・生活を通して発達を理解し愛着関係を深めるかかわり方を学ぶ教室で、対象は1～2歳児。保育士、臨床心理士、家庭児童相談員が対応

◆児童発達支援センターの事業実績

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
モモの会	125 人	263 人	96 人
虹色ちたっこ相談			165 人

※延べ人数、令和2年度は見込み

\*モモの会

児童の発達やことばの遅れについての相談や親子で遊びを体験し、発達の時期に合わせた対応や援助を考える機会を提供する療育体験の場で、対象は概ね2歳から就学前まで。保育士、児童指導員、言語聴覚士、音楽療法士、臨床心理士、理学療法士が対応

#### (4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

知的あるいは精神の障がい、認知症などのため、判断能力が不足し、社会生活に困難を伴う人の権利擁護を支援するため、平成20年4月から知多半島5市5町で成年後見制度利用促進事業をNPO法人に委託して実施しています。障がいのある人については、支援期間が長期にわたる場合が多く、個人による後見よりも、法人による後見が望ましい体制であると考えています。

広く一般に成年後見制度の周知を図るためのフォーラムや、成年後見サポーターの養成講座、行政職員を対象とした研修会の開催などの普及啓発のほか、後見業務等の実施、後見等申立ての支援などを行っています。本計画では、相談件数を成年後見利用支援事業として表示します。

また、令和2年3月には、5市5町共同で「第1期知多地域成年後見制度利用促進計画」を策定し、さらなる権利擁護の充実をめざしています。国の基本計画により求められている中核機関<sup>\*</sup>の整備を行う中で、法人後見支援事業の充実を図っていきます。

今後も引き続き成年後見フォーラムを開催するなど、一般市民に広く制度の周知を図るとともに、行政職員に対して研修を行い、制度の普及啓発を図っていきます。

##### ◆成年後見利用支援事業の実績（相談件数）

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	358件	276件	156件

※令和2年度は見込み

##### ◇成年後見利用支援事業の見込量（相談件数）

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	250件	250件	250件

##### ◆成年後見制度法人後見支援事業の実績

種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施

##### ◇成年後見制度法人後見支援事業の見込量

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施

## (5) 意思疎通支援事業

障害者総合支援法では、聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話などにより意思疎通を支援する者の派遣や手話通訳者の設置などの事業を行うこととしています。

聴覚などに障がいのある人が、医療機関の受診や学校行事などへ参加する際、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。また、市役所の窓口で手話通訳を必要とする人のため、週5日手話通訳者を配置しており、今後も引き続き配置していきます。

## ◆意思疎通支援事業の実績

種 別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
意思疎通支援事業			
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人
手話通訳者派遣事業	66件	68件	70件
要約筆記者派遣事業	6件	10件	10件

※令和2年度は見込み

## ◇意思疎通支援事業の見込量

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業			
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人
手話通訳者派遣事業	70件	70件	70件
要約筆記者派遣事業	10件	10件	10件

## (6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人が、自立して日常生活を送ることができるよう特殊寝台、入浴補助用具、視覚障がい者用拡大読書器、ストマ用装具などの生活用具を給付しています。直腸、ぼうこう機能障がいの人増加などにより、給付は増加していくものと見込まれます。今後も引き続き給付を行っていくとともに、利用者の生活実態に合わせた給付品目の見直しなどを行っていきます。

### ◆日常生活用具給付等事業の実績

(単位：件)

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	0	2	3
自立生活支援用具	9	11	11
在宅療養等支援用具	13	15	16
情報・意思疎通支援用具	2	10	10
排せつ管理支援用具	1,575	1,605	1,630
住宅改修費	1	1	1

※令和2年度は見込み

### ◇日常生活用具給付等事業の見込量

(単位：件)

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	11	11	11
在宅療養等支援用具	16	16	16
情報・意思疎通支援用具	10	10	10
排せつ管理支援用具	1,655	1,680	1,705
住宅改修費	2	2	2



## (7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいによりコミュニケーションに支障がある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員の養成事業を実施しています。手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得する手話奉仕員養成講座を行っており、受講者には手話奉仕員として登録していただけるよう、総合ボランティアセンターとも協調して取り組みます。

### ◆手話奉仕員養成研修事業の実績

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話奉仕員登録者	11 人	0 人	0 人

※各年度未現在・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### ◇手話奉仕員養成研修事業の見込量

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員登録者	11 人	0 人	11 人

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

市町村ごとの任意事業となりますが、近隣市町と利用基準などを調整して実施してきました。今後も事業者との調整も含め、利用しやすい制度をめざしていきます。

◆移動支援事業の実績 (単位：人、時間)

種 別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
身体障がい	身体介護有	人数	7	9	6
		時間数	1,084.5	1,108	706
	身体介護無	人数	0	0	0
		時間数	64.5	0	9
知的障がい	身体介護有	人数	41	40	36
		時間数	6,130.5	7,126	5,570
	身体介護無	人数	17	13	8
		時間数	1,512.5	1,293	638
精神障がい	身体介護有	人数	4	4	2
		時間数	315.5	285	313
	身体介護無	人数	4	2	1
		時間数	367.5	183	80
障がい児	身体介護有	人数	5	7	5
		時間数	811	749	700
	身体介護無	人数	0	0	0
		時間数	52	0	0
合 計		人数	78	75	58
		時間数	10,338	10,744	8,016
事業者数			29	30	29
うち市内(再掲)			8	9	8

※人数は各年度 10 月実績・令和 2 年度は見込み

## ◇移動支援事業の見込量

(単位：人、時間)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
身体障がい	身体介護有	人数	7	7	7
		時間数	711	726	741
	身体介護無	人数	1	1	1
		時間数	30	30	30
知的障がい	身体介護有	人数	40	42	44
		時間数	5,585	5,839	6,105
	身体介護無	人数	8	9	10
		時間数	682	722	764
精神障がい	身体介護有	人数	3	4	4
		時間数	350	388	430
	身体介護無	人数	1	1	1
		時間数	95	104	114
障がい児	身体介護有	人数	5	5	5
		時間数	720	720	720
	身体介護無	人数	0	0	0
		時間数	0	0	0
合 計		人数	65	69	72
		時間数	8,173	8,529	8,904
事業者数			29	29	29
うち市内(再掲)			8	8	8

### (9) 地域活動支援センター事業

身体・知的・精神に障がいのある人及びその家族、また、発達障がい、高次脳機能障がいの診断を受けた人及びその家族を対象に、創作活動や生活力を高める活動・余暇・運動などのプログラムを提供します。

専門職員のもとで、当事者同士が自身の障がいについて学び、理解を深め合う活動やピアサポート※活動なども行っています。

#### ◆地域活動支援センター事業の実績

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数	90 人	100 人	105 人
延べ利用人数	1,326 人	1,578 人	1,657 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※令和 2 年度は見込み

#### ◇地域活動支援センター事業の見込量

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数	110 人	115 人	120 人
延べ利用人数	1,736 人	1,815 人	1,894 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

#### ◆ピアサポート活動の実績

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
参加者数	274 人	460 人	460 人

※令和 2 年度は見込み

#### ◇ピアサポート活動の見込量

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加者数	480 人	500 人	500 人

## (10) その他の任意事業

任意事業として、本市では「日中一時支援事業」「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「知的障がい者職親委託事業」及び「自動車運転免許取得・改造助成事業」を実施しています。

## ① 日中一時支援事業

施設などで日中の介護などを行うもので、短期入所事業などを実施している事業所、または専用の施設で、宿泊を伴わない日帰りでの利用を提供します。

サービスを提供する施設などの数が限られるため、供給体制に不安があり、今後も事業を実施していない通所型の施設へ働きかけるなど実施体制の整備を図ります。

## ◆日中一時支援事業の実績

(単位：人、件)

種 別		平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳以上	人 数	46	55	35
	件 数	2,966	2,639	2,083
18歳未満	人 数	7	7	3
	件 数	343	134	72
合 計	人 数	53	62	38
	件 数	3,309	2,773	2,155
実施箇所数		20	20	20
うち市内(再掲)		3	3	3

※令和2年度は見込み

## ◇日中一時支援事業の見込量

(単位：人、件)

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳以上	人 数	37	39	41
	件 数	2,104	2,143	2,183
18歳未満	人 数	5	6	7
	件 数	114	116	118
合 計	人 数	42	45	48
	件 数	2,218	2,259	2,301
実施箇所数		20	20	20
うち市内(再掲)		3	3	3

② 訪問入浴サービス事業

身体の障がいにより、入浴が困難な人で、生活介護などの事業所に通って入浴することが困難な人を対象に、自宅に簡易浴槽を設置して入浴をサポートする介護サービスを給付します。利用回数は月4回で、今後も利用が見込まれます。

◆訪問入浴事業の実績

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入浴利用者	7人	8人	8人
登録事業者	2事業者	2事業者	2事業者

※令和2年度は見込み

◇訪問入浴事業の見込量

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入浴利用者	8人	8人	8人
登録事業者	2事業者	2事業者	2事業者

③ 更生訓練費給付事業

身体に障がいのある人が就労移行支援事業などを利用し、社会復帰のための更生訓練を受けた場合に支給します。今後も身体に障がいのある人の就労移行支援事業などの利用が見込まれ、事業を継続していきます。

◆更生訓練費給付事業の実績

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
更生訓練対象者	1人	0人	1人

※令和2年度は見込み

◇更生訓練費給付事業の見込量

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練対象者	1人	1人	1人

## ④ 知的障がい者職親委託事業

知的な障がいのある人の雇用促進や職場定着を図るため、事業経営者などを職親として委託し、生活指導及び技能習得訓練などを行います。一般就労が困難な人が利用しており、今後も事業を継続していきます。

## ◆職親委託制度の実績

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
職親制度利用者	3 人	3 人	3 人
職親数	2 人	2 人	2 人

※令和 2 年度は見込み

## ◇職親委託制度の見込量

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
職親制度利用者	3 人	3 人	3 人
職親数	2 人	2 人	2 人

## ⑤ 自動車運転免許取得・改造助成事業

本市は、身体に障がいのある人に対して、運転免許の取得費を助成する「自動車運転免許取得助成」、自動車のアクセル、ブレーキ、ハンドルなどの改造費を助成する「自動車改造費助成」を実施しています。今後も事業を継続し、身体障がい者の社会参加を推進していきます。

## ◆自動車改造費助成、自動車運転免許取得助成の実績

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自動車改造費助成	1 人	1 人	1 人
自動車運転免許取得助成	1 人	2 人	1 人

※令和 2 年度は見込み

## ◇自動車改造費助成、自動車運転免許取得助成の見込量

種 別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自動車改造費助成	1 人	1 人	1 人
自動車運転免許取得助成	1 人	1 人	1 人





# 資料編



# 資料編

## 1 用語解説

ここでは、本計画中で用いた用語について説明が必要と思われるものを 50 音順に並べて説明しました。また、各用語が最初に記載されたページ（目次を除く。）を付記しました。

用 語	説 明
<b>あ</b>	
アウトリーチ (P54)	積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけることです。
インクルーシブ教育 システム (P58)	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。
SNS (P24)	Social Networking Service の略語で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。
NICU (P38)	Neonatal Intensive Care Unit の略語で、新生児集中治療室のこと、超低出生体重児をはじめ高い危険状態にある新生児のケアを行う集中治療室です。
<b>か</b>	
基幹相談支援センター (P30)	障がい者の地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務、成年後見制度利用支援事業等を地域の実情に応じて行います。
グループホーム (P35)	日常生活上の援助が必要な障がいのある人が、世話人の支援を受けながら共同生活する住居のことです。
高齢者相談支援センター (P30)	高齢者の心身の健康維持、安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となる機関です。いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、専門職員が相談を幅広く受け付け、必要に応じて行政機関、医療機関、民生委員、各種ボランティアなどに協力を要請し、高齢者一人ひとりにあった支援を行います。

用語	説明
コーホート変化率法 (P15)	各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。
国際障害者年 (P19)	国際連合が指定した国際年の一つで 1981 年を指します。1971 年「精神薄弱者の権利宣言」、1975 年「障害者の権利宣言」を採択したことに次ぎ、これらを単なる理念としてではなく社会において実現するという意図のもとに、決議されました。
子育て総合支援センター (P29)	乳幼児の親子を対象とした遊び、交流、相談や学習などの場を提供し、総合的に子育て家庭を支援する施設。愛称は「ぼぼらす」です。
コミュニティ交通 (P43)	市内の公共交通空白地域解消などのため、運行されているバス（あいあいバス）。東部コース、南部コース、北部コースがあります。
<b>さ</b>	
肢体不自由児通園施設 (P39)	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設です。
児童発達支援センター (P39)	障害児通所支援事業所であるとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、他施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。名称は「やまもも園」です。
障がい (P1)	本市では、障がい者の人権をより尊重するため、「障害者」の「害」という漢字の表記をひらがな表記にしています。法令・条例・規則・要綱で規定されている用語・制度・固有名詞などは除きます。
障害児等療育支援事業 (P39)	障がい児のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、地域の専門家等との結びつきをコーディネートし、課題解決に向けた関係者間のつながり作りと障がい児とその家族、支援者を支える機能を高めていくシステム作りを考える県の事業です。
障がい者相談支援センター (P29)	18 歳以上の障がいのある人の福祉サービス利用に関し、面談、電話、インターネット、FAX、手紙の利用による相談を実施し、福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介、社会生活力を高めるための支援等を総合的に実施します。
障害者週間 (P24)	毎年 12 月 3 日から 9 日までの 1 週間で、障がいのある人の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されています。

用語	説明
障害者職業センター (P57)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて設置されている機関で、障がいのある人に対しては、就職に関する相談や職場に定着するための援助、就職・復職準備のための支援を、事業主に対しては、障がいのある人の受入れや雇用管理、休職中の人の職場復帰に向けての支援、施設改善に関する助言・援助を、関係機関に対しては、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。
障がい者自立支援協議会 (P24)	障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成され、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
情報アクセシビリティ (P31)	アクセシビリティ (Accessibility) とは英語で利用しやすさを意味し、障がい者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすることです。
自立支援医療（精神障害者通院医療公費負担制度） (P54)	精神にかかる疾病の通院医療費を給付する制度です。
身体障害者手帳 (P9)	身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもので、重度の人から順に1級～6級に区分されています。さらに障がい内容により視覚障がい、聴覚または平衡機能の障がい、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体不自由、内臓の機能障がいに区分されます。
精神障害者保健福祉手帳 (P9)	統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん・中毒性精神病・器質性精神病及びその他の精神疾患を有し、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた場合に交付されるもので、重度の人から順に1級、2級、3級に区分されています。
成年後見制度 (P49)	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利を守り、財産管理や身上監護を行って保護・支援する制度です。
<b>た</b>	
地域活動支援センター (P24)	障がい者などを対象とし、地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設です。

用語	説明
地域生活支援拠点 (P33)	障がいのある人の居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことです。
地域包括ケアシステム (P36)	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、一体的に提供される体制のことです。
知多地域障害者就業・生活支援センター (P30)	知多地域の障がいのある人の就労希望の相談に応じ、行政、相談支援事業者、福祉施設、ハローワーク、病院などの関係機関と連携して、就業面と生活面を一体的に支援します。愛称は「ワーク」で、東浦町の緒川にあります。
知多地域成年後見センター (P30)	知多半島5市5町が共同で推進する「成年後見利用促進事業」を受託している NPO 法人で、成年後見制度に関する相談のほか、利用促進のための普及啓発、利用支援、法人後見などを行っています。
中核機関 (P105)	認知症や知的障がいなどで判断力が不十分な人を支援する成年後見制度で、利用者の相談窓口となり家庭裁判所など関係機関同士の調整役を行うなど、地域のネットワークを構築します。
出前講座 (P24)	市役所の関係する部署の職員が講師となり、市民の集まりに出向き、専門的な知識に基づく講座を届けるものです。
当事者団体 (P5)	身体に障がいのある人、知的な障がいのある人または精神に障がいのある人あるいはその親など、同じ生活課題を持つ人々で組織されている団体のことで、親睦を深めるだけでなく、お互いの悩みや心配ごとを共有して、助け合い励まし合ったり、情報交換をする中で、自分たちの問題解決に必要な課題の把握・整理や解決のための取り組みを行ったりしています。
<b>な</b>	
ノーマライゼーション (P19)	高齢者であることや障がいの有無にかかわらず、すべての人がともに暮らし活動する活動する社会をめざす考え方です。
<b>は</b>	
ピアサポート (P108)	「ピア」は英語の peer で、仲間、対等、同輩を意味し、同じような立場の人によるサポート、助け合いのことです。
避難行動要支援者 (P44)	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などです。

用語	説明
福祉タクシー制度 (P43)	障がいのある人に対して、タクシー料金の基本料金相当額を補助します。また常時車いすを使用している人などに対して、リフト付タクシー料金の一部を補助します。
ペアレントメンター (P96)	発達障がいのある子どもを育てる経験をし、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。同じ悩みを抱える保護者などに対して、グループ相談や子どもの特性などの情報提供等を行います。
消費者ホットライン 188 (P46)	全国共通の電話番号から、消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。
<b>ま</b>	
民生委員児童委員 (P30)	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、福祉行政にも多大な協力をしています。また、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。
<b>や</b>	
ユニバーサルデザイン (P41)	年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにつくられた施設・製品・情報のデザインのことで。
ユニバーサルマナー (P23)	障がいのある人や高齢者など、自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識を持って、適切なサポートをするという行動で、すべての人がマナーとして身に付けているのが望ましいとされています。
<b>ら</b>	
療育手帳 (P9)	知的な障がいのある人に発行される手帳で、障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの援助を必要とする状態に該当すると認められた場合に交付されるものです。重度の人から順にA判定、B判定、C判定に区分されています。

## 2 計画策定の経過

---

令和元年	9月24日	第1回地域福祉計画等策定委員会
	10月15日	第1回地域福祉・高齢者計画部会、障がい者計画部会（合同会議）
	11月11日	第2回地域福祉計画等策定委員会、地域福祉・高齢者計画部会、障がい者計画部会（合同研修会）
令和2年	3月10日	第3回障がい者計画部会
	6月10日	第4回障がい者計画部会
	6月30日	第3回地域福祉計画等策定委員会
	9月17日	第5回障がい者計画部会
	9月29日	第4回地域福祉計画等策定委員会
	10月27日	第5回地域福祉計画等策定委員会
	11月19日	第2回保健福祉審議会（諮問）
	12月18日	パブリックコメント受付（令和3年1月22日まで）
令和3年	1月27日	第6回地域福祉計画等策定委員会
	2月10日	第3回保健福祉審議会（答申）
	2月16日	幹部会議審議
	3月25日	知多市議会報告



### 3 委員名簿

#### (1) 知多市保健福祉審議会委員名簿

令和2年6月12日現在

所属団体等	氏名	備考
(1) 保健医療関係団体を代表する者 知多郡医師会知多市医師団の代表 知多市歯科医師会の代表 知多市薬剤師会の代表 知多保健所の代表 知多保健所管内栄養士会の代表 知多市健康づくり食生活改善推進協議会の代表 知多市スポーツ推進委員会の代表 知多市小中学校校長会の代表	鰐部 春松 権田 幸治 今泉 亮 竹原 木綿子 早川 芳枝 西山 美紗子 木屋 恵津子 池田 達哉	会長
(2) 福祉関係団体を代表する者 知多市社会福祉協議会の代表 知多市民生委員・児童委員協議会の代表 知多市老人クラブ連合会の代表 知多市身体障害者福祉協議会の代表 知多市手をつなぐ育成会の代表 あゆみの会家族会の代表 知多市子ども会連絡協議会の代表 知多市母子寡婦福祉会の代表 知多市ボランティア連絡協議会の代表 社会福祉施設の代表 居宅介護事業者の代表	渡辺 正敏 松下 邦雄 伊藤 公平 森山 宏樹 村井 英子 石井 延治 加藤 善久 市丸 ミドリ 新野 弘人 岩堀 良治 下村 一美	副会長
(3) 地域を代表する者 知多市コミュニティ連絡協議会の代表	八島 忠	

順不同・敬称略

## (2) 知多市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

(令和元年度)

役 職	職 名 等	氏 名
会 長	福祉部長	市田 政充
副 会 長	福祉課長	永井 智仁
委 員	財政課長	竹内 和彦
	企画情報課長	細川 賢弘
	市民協働課長	渡真利 浩
	長寿課長	石川 義章
	健康推進課長	荒谷 勝久
	子ども若者支援課長	加藤 裕樹
	商工振興課長	林 和宏
	学校教育課長	山口 芳徳
	社会福祉協議会事務局長	佐藤 守重
事 務 局	福祉課、長寿課、子ども若者支援課、社会福祉協議会	

(令和2年度)

役 職	職 名 等	氏 名
会 長	福祉部長	松下 広子
副 会 長	福祉課長	永井 智仁
委 員	財政課長	竹内 和彦
	企画情報課長	小屋敷 浩司
	市民協働課長	長谷川 一樹
	長寿課長	松田 朋子
	健康推進課長	荒谷 勝久
	子ども若者支援課長	加藤 裕樹
	商工振興課長	林 和宏
	学校教育課長	平松 康弘
	社会福祉協議会事務局長	佐藤 守重
事 務 局	福祉課、長寿課、子ども若者支援課、社会福祉協議会	

## (3) 障がい者計画部会員名簿

(令和元年度)

役 職	部 署 名	氏 名
部 会 長	福祉課	白木 裕子
副部会長	子ども若者支援課	工藤 幸一
部 会 員	財政課	村瀬 達洋
	企画情報課	山本 泉
	健康推進課	永井 春菜
	商工振興課	成原 理都
	学校教育課	越智 真剛
	社会福祉協議会	土田 裕記
	障がい者自立支援協議会 (福祉課所管)	木曾 あすな
	障がい者相談支援センター (福祉課所管)	高山 京子
事 務 局	福祉課、子ども若者支援課	

(令和2年度)

役 職	部 署 名	氏 名
部 会 長	福祉課	白木 裕子
副部会長	子ども若者支援課	工藤 幸一
部 会 員	財政課	一ノ瀬 裕子
	企画情報課	松村 亮
	健康推進課	永井 春菜
	商工振興課	成原 理都
	学校教育課	越智 真剛
	社会福祉協議会	土田 裕記
	障がい者自立支援協議会 (福祉課所管)	木曾 あすな
	障がい者相談支援センター (福祉課所管)	高山 京子
事 務 局	福祉課、子ども若者支援課	

## 4 計画の変遷

---

### (1) 障害者計画

【知多いきいきライフ支援計画 ～知多市障害者計画～】

平成 10 年度～平成 22 年度

【知多いきいきライフ支援計画 ～知多市障害者計画（改訂版）～】

平成 17 年度～平成 22 年度

【知多いきいきライフ支援計画 ～第 2 次知多市障がい者計画～】

平成 23 年度～平成 27 年度

【第 3 次知多市障がい者計画 ～知多いきいきライフ支援計画～】

平成 28 年度～令和 2 年度

【知多市障がい者計画】

第 4 次 令和 3 年度～令和 8 年度

### (2) 障害福祉計画

【知多市障がい福祉計画】

第 1 期 平成 18 年度～平成 20 年度

第 2 期 平成 21 年度～平成 23 年度

第 3 期 平成 24 年度～平成 26 年度

第 4 期 平成 27 年度～平成 29 年度

第 5 期 平成 30 年度～令和 2 年度

第 6 期 令和 3 年度～令和 5 年度

### (3) 障害福祉計画

【知多市障がい児福祉計画】（知多市障がい福祉計画に含める形で策定）

第 1 期 平成 30 年度～令和 2 年度（第 5 期知多市障がい福祉計画に含む）

第 2 期 令和 3 年度～令和 5 年度（第 6 期知多市障がい福祉計画に含む）



梅香る わたしたちの緑園都市

## 第4次知多市障がい者計画 第6期知多市障がい福祉計画

令和3年2月策定

知多市福祉部福祉課、子ども未来部子ども若者支援課  
〒478-8601 知多市緑町1番地

電 話

福祉課 0562-36-2650 (直通)

子ども若者支援課 0562-36-2656 (直通)

FAX 0562-32-1010

URL <https://www.city.chita.lg.jp>

E-mail

福祉課 [fukushi@city.chita.lg.jp](mailto:fukushi@city.chita.lg.jp)

子ども若者支援課 [kodomo@city.chita.lg.jp](mailto:kodomo@city.chita.lg.jp)